

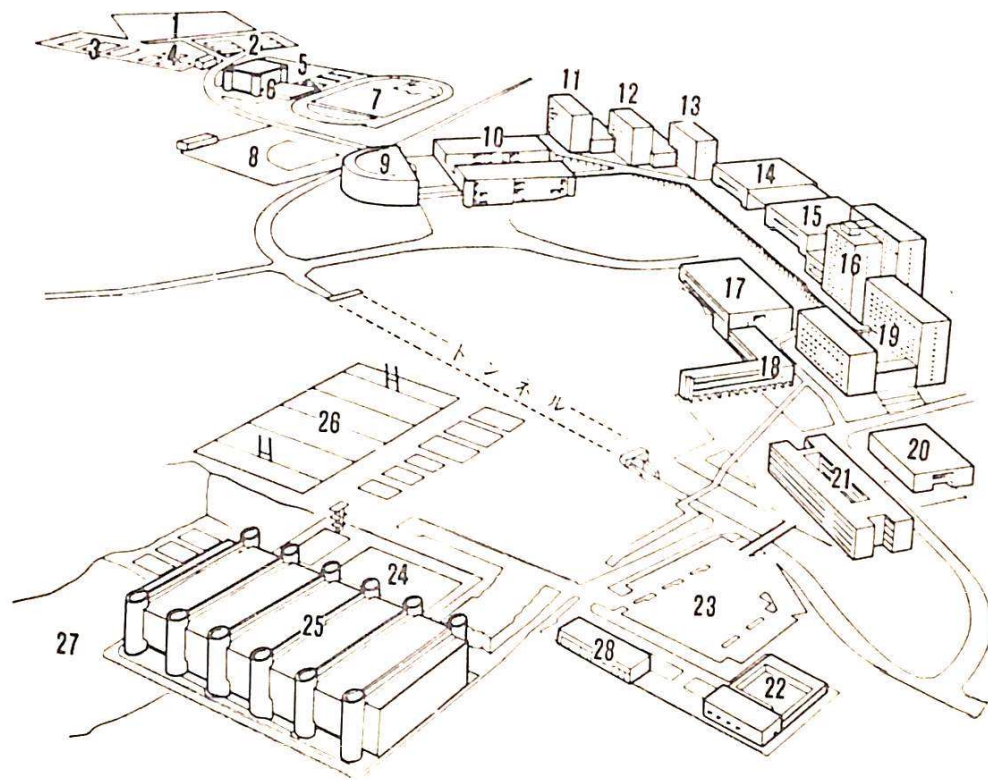
# 中大法曹

第 4 号



1977. 4 (51.4.2)

中央大学法曹会



- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1 サッカー場       | 15 図書館       |
| 2 テニス場        | 16 研究棟       |
| 3 ハンドボール場     | 17 本部棟       |
| 4 テニス場        | 18 福利厚生棟     |
| 5 一般学生用フィールド場 | 19 文学部総合棟    |
| 6 第2体育館       | 20 エネルギープラント |
| 7 陸上競技場       | 21 学生関係施設    |
| 8 野球場         | 22 弓道場       |
| 9 大大教室棟       | 23 駐車場       |
| 10 大教室棟       | 24 プール       |
| 11 経済学部棟      | 25 第1体育館     |
| 12 法学部棟       | 26 ラグビー場     |
| 13 商学部棟       | 27 馬場        |
| 14 食堂棟        | 28 サークル別棟    |



中 大 法 曹 第四号目次

会報第四号の発刊に当って……………	幹事長	小池	金市……………1
中大法曹会と中央大学……………	中央大学学員会会長	谷村	唯一郎……………6
多摩校舎について……………	中央大学理事長総長職務代行	渋谷	健一……………9
大学の近況(教学の立場から)……………	中央大学学長	戸田	修三……………15
日弁連会長就任にあたって……………	日本弁護士連合会会長	宮田	光秀……………20
学員会会則ならびに諸規程改正について……………	中央大学学員会会則等改正委員会委員長	龍前	茂三郎……………22
学校法人中央大学基本規定(寄附行為)検討委員会報告……………	検討委員会委員	木戸	久治……………28
中大創立九〇周年記念事業募金現況報告……………	募金特別委員会委員長	入江	正男……………36
夢……………		大前	邦道……………38
法学教育と法律実務の谷間……………		寺西	輝泰……………39
入試数学と論理性……………		玉田	郁生……………40
大学問題特別委員会活動……………		鈴木	秀雄……………41
学生の頃から考えていたこと……………		本間	崇……………42
司法試験雑感……………		内野	経一郎……………43
学員のための学員会館の展望……………		大西	保……………44
中央大学済美会の学員会支部結成について……………		松家	里明……………45
中央大学法曹会会則……………			
中央大学法曹会事務局規程……………			

■ 表紙題字 小池金市

■ 表紙写真 中大多摩校舎



会員の請求による臨時總會召集規程	51
幹事候補者選出規程	51
中央大学法曹会役員委員等名簿	52
中央大学法曹会会員名簿	58
あとがき	100
会報編集委員会委員長	内山 弘





## 会報第四号の発刊に当つて

幹事長 小池 金市

一、中央大学法曹会が昭和二六年に創立されてから、五一年度は満二五周年に当る。本会も母校の司法試験合格者の増加につれ会員数が多くなり、今や二千に近くなった。學員支部としても有力な南甲クラブ、国会白門会、体育会各支部その他支部と共に母校を支える責任の重みを感じる今日である。

二、本会は年一回の定期総会の外、幹事会、常任幹事会により会務の運営をする外、大学問題特別委員会、人事委員会、会報編集委員会、募金委員会その他年末設置した大学会館問題委員会と五つの委員会があり、極めて活発な活動をしている。私がおかの長に選任されると色々と仕事を考えてそれを強行する悪い癖があるので、スタッフの方々にはいつも御迷惑をかけて恐縮するが、今年度も随分と副幹事長、事務局初め委員長以下各委員の方々に御無理をお願いした。それにも拘らず非常に積極的且つ熱心に事を処理して頂いて、かなりの効果をあげて下さったことは誠に有難く、この誌上をかりて改めて感謝の意を表したい。

今年度は当初の幹事会で、創立九〇周年記念事業寄附金を割当額以上に募金すること、会報と会員名簿を合せたものを発行すること、母校の法学教育のあり方について大学に参考意見書（仮称）を出すこと、以上三事項を



主目標とし必ず実現することが決議された。奨学会事業資金募金は本会では割当額を完納し、昨年の支部長会議の際会長から表彰状を受けている。九〇周年記念募金は割当額を越えるに至っていないので、この年度内に更に三百万円増額を目標に委員が努力しておられる。会報と名簿は委員長以下の工夫と努力で立派な印刷製本となることであろう。

大学問題特別委員会では、学員会の会則改正について本会の意見書を出す作業をした外は専ら法学教育のあり方の調査、検討、意見書の具体的作成に力を入れられた。月に何回も委員会が開かれ、毎回長時間熱心に審議されたり、自宅で原案を作り自費でコピーして配布されるなど、各委員の只管母校の発展を思う誠意と情熱には唯頭の下るのみであった。この拙文が発刊される頃には参考意見書を大学に提出する筈であるが、法曹会員の母校愛の結晶であることに思いを止められ、大学では将来の法学教育改善の資とされるよう切望する。

近年一般的傾向として、大学では入学すると多くの学生が勉強しなくなるといわれる。そして教師は、こうした多くの学生達にどうしたら勉強する意欲をおこさせることができるかに先づ苦心しておられると聞いている。このような現状をも考えて、私共委員会ではどうしたら母校法学教育の効果があげられるかそれを検討した訳である。常識的に一言で申せば、教育の効果をあげるには、良い施設を作り、良い学生を入れ、良い先生がより良い講義をされることにつきていうことである。

私共は法曹会であるが故に法学部のみに参考意見を出すことにしたが、他の学部でも各専門分野の学員の意見を聞かれて、より良い教育のあり方を考えて頂くようお願いして止まないものである。尚私共が法学教育のあり方に熱心に取組んだ動機は、司法試験の成績の低下を憂えたことにあったのは事実である。しかし、司法試験合格者が増加すれば勿論それに越したことはないが、大きな目的は公務員その他公職につく人はもとより、会社その他一般職業につく法学部卒業生に、中大法科出身者らしい法の知識と理解力、それに見識と教養を身につけさせて



もらいたいことにある。大学は金を使って法職課程を開設されていることから、このコースから司法試験合格者を多く出したいと希望しておられることは推察される。しかし、その効果を急がれる必要はないと思う。むしろ一般的考え方として、法職課程は高度のクラスからは司法試験や公務員上級職の合格者を期待すべきであるが、それ以下のクラスでは法学部のカリキュラムで、なお学び足りないと思う学生や一部卒業生に、さらに法学の力をつけ加えさせるために実施するとの考え方であればよいのではあるまいか。

五一年度わが法曹会で特筆すべきことは、法職課程に在野会員の若い諸兄を三〇名特別指導講師（仮称）として送ったことである。これは法学部の英断で初めての試みであり、選ばれた三〇名の会員は極めて熱心に憲法、民法、刑法を中心として、一回二時間づつ一〇回、具体的問題を中心としたゼミ方式で講義が行なわれた由である。時には受講生の希望で教室の使用が許される限り三時間も講義し、教室で不足のときは街に出てレストラン、喫茶店等で、指導者の出費でお茶を飲みながらゼミを続けた人もあったようである。母校と後輩のためなら労を惜しまない若手法曹が多いので、今年度の経験に基づきさらにこの課程を改善して、次年度はさらに効果のあがる指導ができるよう特に期待をしている。

三、母校の多摩校地移転をいよいよ五三年に迎えることになり、今秋は新装なった新キャンパスで九〇周年記念と新校舎落成の大祝典が行なわれることになったのは学員として喜ばしい限りである。

多摩校地は、私の恩師故柴田甲四郎先生が理事長時代に今の敷地の約八〇％位を購入された。購入後、学内外で無用の土地を買ったと一部非難が出始め、故先生も心痛されたことがある。私共教え子が力を合せて大学から買取り、故先生の責任を軽くしようなどと真剣に話合ったこともあった。今思えば夢のような想い出である。

昭和四三年一二月から起きた母校の全学封鎖ストライキの最中である四四年五月に、金子理事長らと共に私も理事に就任し、主として学生担当となったが、八月スト解決後、理事会並びに教学内で教育施設の根本的改善な



くして母校の発展はないとの考えが急速に強まり、多摩校地に一部移転させるとの従来の考え方を早急に実現させるべく具体策の検討が始められた。そうして理事会では、教学側と職員側両方にまず移転案を作ってもらい、それを基本にして理事会の案を考え、進んで全学的な移転推進の機構を作ろうということになった。金子総長代行から教学、職員両方に案の作成を要請され、四七年五月末私共の任期満了前に職員側からは移転案が出された。しかし、教学側では、私の記憶では二学年迄移すか、或はある学部二つ位を移すかなど議論があつて、容易に案は出なかつたと思う。

移転の具体化がもう二、三年早かつたら土地価格規整などにかからず、土地処分も有利にできて移転がもう少しスムーズに行なわれたのではあるまいかなど、今にして惜まれる。しかしその後、学員、教学の一部でなお強い移転反対があつたにも拘らず、理事者、教学のそれぞれの責任者の方が高度の判断をされ、あれから五年でいよいよ四学部の新キャンパス完成をみることになった。当局者の決断と実行に対し、心から敬意を表したい。

四、最近の学員時報に、在学生が書いた中大カラーに関する記事があつた。司法試験合格者の数より質が問題だと主張しているのはもっともである。

しかし、六〇人に一人の合格者では、教養、頭脳、根生、健康、不屈の意思、どれ一つ欠けても合格できない。当然質が良くなければ第一合格そのものができぬのである。

最近シンガポールに遊び、同国唯一の大学を見学した。小数の優れた学生を選抜して入学させるとのことで、卒業者は飛び抜けた待遇を受けている由である。国鉄の駅の数ほどあるという日本の大学では、余程優れたカラーと学問的特徴がなければ卒業生もよりよい世評を受けることは困難であろう。高校生になるまでに、個性もスケールも平均化した学生を、大学で個性豊かなスケールの大きい、しかも学力を持つ人物に育てなおすことは無理な注文かもしれない。



しかし、母校中大も多摩に良い施設は出来たし、良い先生方により良い講義をして頂けば、良い学生が多く集まり、必ず各学部に優れた特徴が生まれるに違いない。個性豊かなスケールの大きい人材が、続々と育つことも夢ではあるまい。"中大よ栄あれ"







## 中大法曹会と中央大学

中央大学学員会会長 谷村 唯一郎

中大法曹会会報『中大法曹』第四号が刊行されますことは洵に結構なことであります。とかく、この種の会報というものは、創刊号ないし二・三号で姿を消す例が多いのでありますが、『中大法曹』は益々内容を充実して継続発刊されるに至りましたことは、執行部各位のご努力の結晶であると考え、深く敬意を表するものであります。

中大法曹会の目的は「会員の親睦をはかり、中央大学の興隆と司法の発展に寄与する」ことになっております。そこで、この稿では、中大法曹会と学員会を含めた中央大学との関係がいかに緊密であるかをふりかえてみたいと思ひます。

まず第一は、中大出身法曹の「数」であります。判事・判事補が約三四〇名、検事が約三〇〇名、弁護士が約三〇〇〇名。これはそれぞれ全法曹人口の約三分の一を占める数に当たります。

また、ご承知のとおり、昭和五十二年度の注目の日弁連会長選挙で、一弁の宮田光秀君が選出されたのをはじめ、東弁会長に石井嘉夫君、二弁会長に松井宣君、その他主要な弁護士会の要職に多くの中大出身法曹が就任されております。

中大法曹会は「主に在京法曹」で組織されておりますが、地方に目を向けますと、たとえば学員会の七五の地域



支部のうち三三支部において、その支部長を弁護士である學員がつとめております。

まさに、「法科の中央」の伝統を担っていると申せましょう。

数ばかりではもちろんありません。

第二は、直接「大学人」に加わっていることであります。学校法人中央大学の歴代の理事・評議員、學員会役員に、多くの中大法曹會員が選任されておられます。近時の苦難する私立大学経営、山積する諸問題の衝にあたられ、その重大な責任を考えますと、ほんとうにご苦勞だと思ひます。

第三は、「事業資金寄付」であります。中央大学の創立八十周年記念、九十周年記念、學員会奨学会等の事業資金の募金活動をいたしますと、率先してご協力をいただき、常に目標額を大幅に上回る多額のご寄付を仰いでおります。

第四は、「大学に対する意見具申」であります。学校法人中央大学基本規定（寄附行為）の検討委員会、あるいは學員会会則改正委員会においてみられるように、意見具申に積極的であり、きわめて熱心であります。かつ、その意見には傾聴される点が多いのであります。

第五は、法曹会というよりも学研連関係者ということになりました。後輩すなわち司法試験受験者に対する「指導」に献身されておられることであります。受験者にとってこのうえないありがたいものであることは言をまちません。

以上思いつくまま、中大法曹会と中大との緊密な関係、固い絆を記しました。學員会一一三支部の中核であり、中央大学の母体としての活動は全學員がひとしく認めるところであります。

中央大学は目下、文科系四学部の多摩校舎移転という大事業を遂行しております。幾多の困難な障害を一つひとつ突破しながら、ようやく本年六月竣工、十月落成式・創立九十周年記念式典挙行の予定であります。立派な、東



洋一を誇る大施設ができあがり、名実ともに一流大学と呼ばれる日が近づいております。

なかでも「中大法科」は永い歴史と伝統をもつものであり、これはさらに発展させなければなりません。「司法試験で中大、東大に敗れる」というようなニースはたくさんであります。伝統ある大学——立派な卒業生が多数活躍している大学には優秀な学生が集まり、おのずと大学の質はさらに向上する、という方程式からしても、今後中大法曹会に期待するところ大なるものがあるわけでありませぬ。

最後に、昨年から今年にかけて「鬼頭判事補問題」などが大きく世間を騒がせました。ことの真偽はともかく、法曹は国民から絶対に信頼される存在でなければなりません。中大出身法曹の各位におかれてはとくに、法曹のあべき倫理からも、中央大学の穩健中正の精神からも、法曹の聖職に努力して頂きたいと存じます。

民主主義国家の基盤をなす基本的人權の擁護、社会秩序の維持、正義の実現のため、また平和で文化的生活のできる日本のために、中大法曹がそのリーダーシップをとられんことを期待してやみませぬ。

私も中大法曹会の一員ではありますが、会の発展と母校の興隆に一層のご尽力をお願い申しあげる次第でございます。





## 多摩校舎について

中央大学理事長  
総長職務代行

渋谷 健一

中央大学法曹会第四号会報の発行に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

法曹界の第一線で日夜ご活躍なされておられます会員各位に対しまして心からお慶び申し上げますとともに、本学発展のため多大のご尽力を賜わっております谷村唯一郎先生、荻山虎雄先生をはじめ、会員各位に対しまして深甚なる感謝の意を表する次第でございます。

明治十八年、東京神田の地に創立されました本学は、今日まで幾多の有為な人材を社会に送り出しまして、以来おかげをもちまして昭和五十年で創立九〇年の輝かしい歴史を作ることができました。この輝かしい伝統のうえにさらに飛躍的發展を期して、皆様にはすでにご存知の通り、東京八王子市東中野にございます本学の多摩校地に移転することになりました。

明五三年四月から法、経、商、文の四学部の昼間部一・二・三年次生の授業を、五四年から同じく夜間部の一・二・三年次生の授業を、多摩キャンパスにおいて開始いたします。

そこで本学の多摩校地への移転の経緯と多摩キャンパスの概要につきまして、ご報告申しあげるとともにご紹介申しあげたいと存ずる次第でございます。

そもそも本学の多摩移転は、昭和三五年に東京都八王子市東中野に校地を購入したことから始まります。その後



年々隣接地を買収いたしましたして、最終的には四八万七、五四五平方メートル（約十五万坪）となりました。この多摩校地は、四一年教養課程移転問題審議会の審議および評議員会の議を経て、教養課程の移転および体育施設の集中化の計画が検討され、四二年にこの計画にもとづく造成工事を施行いたしました。しかしながら一方四〇年頃から数年間にわたった学生会館管理運営問題および学費改訂問題に端を発した学園紛争の活発化に伴い、この計画は実施できないままでおりましたところ、教育研究施設が狭隘となりましたので早急にこれら施設の充実改善が目下の急務となりました。そこで先に申しあげました計画を全面的に再検討する必要に迫られたのでございます。

四二年研究教育問題審議会が設置されまして、「教学施設の充実について」の理事長諮問を集中的に検討することになったのでございます。この研究教育問題審議会の答申を具体化するため、教学施設充実問題特別委員会が設置され、ここで多摩移転に向けての基本方針を策定いたしましたのでございます。

その後四八年から教学施設充実実施計画推進本部を設け、移転の実施案作成の具体的作業に入った次第でございます。

この実施案は「中央大学施設充実実施計画案」として四八年一二月の評議員会の承認を得、さらに四九年十二月の評議員会でこの建設計画に伴います「予算基本計画案」が承認されたのでございます。

このようにして、本学は長期にわたる検討の結果、教育の高度化、多様化の時代を迎へ、教育施設の充実・改善を図り、人口の都市集中化現象による教育環境の悪化を回復することを大きな目的として、本学九〇周年を機会に東京神田の地をはなれ、多摩校地において本学百年の大計を樹立することに決定をいたしました次第でございます。

神田駿河台の校地は、法、経、商、文四学部約二万九、〇〇〇名の学生の教育研究施設といたしましてはあまりにも狭隘であり、また体育施設も交通機関を利用して現地におもむく現状であり、理想的キャンパスのもつ教育環境からはほど遠い現状であります。その上都心にこれ以上の敷地を求めることはできず、駿河台校舎の増改築にも



法的規制が厳しいこと等から、由緒ある駿河台校地をはなれて多摩校地を研究教育施設として、また体育施設を含む理想的キャンパスとして、完全に利用することこそ、本学の将来的発展への道であると確信いたす次第でございます。このような厳しい事情を経たのち、五〇年四月一日、多摩校地において建設工事が開始されたのでございます。

この工事が開始されました今日まで二ヶ年の月日が経過いたします。延五〇万人を投じた多摩校舎建設工事も順調に進行し、建物のコンクリト打ちは二一棟の建物についてほとんど終り、建物によりましては内、外装工事も終つてシルバークレーの外壁に春の陽ざしを受けながら開校の日を待つており竣工引渡しは予定通り本年六月に行います。

多摩校地は東西に約一、三〇〇メートル、南北に四五〇メートル、総面積約一五万坪におよび、現在の駿河台校地から西北西約三五キロメートルの地点に位置いたしました。多摩丘陵都立自然公園と北側に接し、南は稲城丘陵にまたがる多摩ニュータウンの住宅群を望むところにございます。この校地は都市計画法による市街化調整区域に指定されており緑豊かな樹木に囲まれた丘陵の山あいには、今なお水田や畑等がみられ、まさに本学の校歌の一節にある「草の緑に風かおる丘」にあると云うことができます。

多摩キャンパスは機能上あるいは管理上、建物部分を正面中央に配し、体育施設をその左右に配置してあります。敷地面積約一五万坪に対しまして、建物の延床面積約五万三、〇〇〇坪で駿河台校地の二三倍、校舎の二・二倍の規模でございます。建物部分は図書館と研究棟を中心に構成され、正門よりメインストリートを約三〇〇メートル進みますと、四階建の図書館と一二階建ての研究棟が見えてまいります。百数十万冊収蔵のスペースを有する図書館の四階には、一〇〇〇席の閲覧座席を有する開架図書室をはじめ、数々の新しい試みが採り入れられております。図書館右手の研究棟は保健センター、各種研究所、教員研究室をはじめといたしまして、近代的視聴覚機械



を備えた視聴覚センター、電算センター等から成っております。その手前に文学部総合棟があり、ペDESTリアンデッキ（人口地盤）をはさんで、手前が本部棟になります。図書館から向って左手に食堂棟があり、学生食堂、書籍売場、日用品売場、理髪店、喫茶室等から成るこの食堂棟は教職員・学生の生活の場、憩の場と云うことができませう。さらにその左手前にそれぞれ独立した七階建の法・経・商三学部棟があり、小教室を中心としたこれら学部棟は、それぞれゼミ教室、語学教室、小・中教室と学部図書室および学部事務室等から構成されております。これらの建物に囲まれて大きな池があり、この池のまわりもやがては学生達の語らいの場となることとせう。

三学部棟からペDESTリアンデッキを通じさらに南側に大教室棟、大々教室棟と続きます。この多くの学生を対象とする講義用教室は、従来のチョークと黒板という教育メディアの他にO・H・Pと云はれます拡大投射装置を採用しております。また、大々教室は電動式可動間仕切りで仕切られ、八〇〇名収容教室二室と六〇〇名収容教室一室の計三室から成っており、その間仕切りを電動式で除きますと二、二〇〇名収容教室として利用することが出来ます。またここではカラー受像機、カラーVTR・カラーカメラ等のカメラテレビ映像信号を入力として、そのカラー画像を大型スクリーン上に拡大投写するカラープロジェクター・AV装置が採用されております。

さらに、これら講義用教室へは身障者用エレベーターが用意されているとともに、大々教室の両サイドには、身障者用スロープが設けられております。

これらの建物を中心としてその左右には、体育施設があります。広さ約三万坪のこの施設は右側にラグビー場をはじめ、屋外プールおよび三階建の第一体育館が配置され、左側には野球場、階上競技場をはじめ、一般フィールドおよび温水プールのある第二体育館やサッカー場が配置されております。これらの体育施設には、それぞれ夜間照明が施され、夜間部学生の利用のためにも十分な配慮がなされております。体育施設を除く建物は高低差のある自然環境・地勢の関係から、有機的に構成され、すべての建物群は、人口地盤（ペDESTリアンデッキ）によって



連絡され、室の内外にはプラザ、テラス、ホールを十分に配置することによって学生と教職員および学生間のコミニケーションの場を十分に保障しております。

このように、大学は間もなく本学百年の大計である一大建設事業を終ろうとしております。今後は、この施設をいかに運用し、いかに教育研究の内容を充実するかにかかっております。

研究・教育環境を充分考慮したこの郊外の地に、大学の施設を集中的に建設することは、おそらく我が国公私立大学の中でも例をみないことをごさいます。大学が、戦後急激な学生の増加によるマスプロ教育、そして、それらを解消するためになされた学費改訂、これに端を発する学生運動の激化と云う大学における戦後三〇年の歴史を経て、その本来のあり方を求めて都心から郊外へ移動しようとしております。

しかし、今日の私立大学にとりましては、郊外への全面移転は容易なことではございません。本学がこの大事業を完成しようとしているのも、十数年前に敷地の買収が終了していたこと、四二年にはすでに造成がなされていたこと、現状においては教学施設の充実改善は、多摩校地を完全に利用することによってのみ可能であるとする本学教職員一致の意見によるものであること、都市計画法による市街化調整区域における既存の権利者としての建築のタイムリミットがあったこと、私学振興財団を通じて文部省の厳しい指導と協力がえられたこと等、本学にとってはまことに幸運であると思う次第でございます。

郊外に敷地をもつ大学の多くがそうであるように、本学の多摩校地も市街化調整区域にございます。その結果として、周辺道路の整備、上水道の確保、下水道の整備、電気設備等に要する公益費を自己の負担において施工しなければならぬとともに、交通路線確保のために多額の先行投資を強いられるのでございます。私立大学がその失なわれた環境と施設を回復しようとしても、現状ではこうした困難を自らの負担で解決してゆかなければなりません。本学の尊い資産でございます駿河台校地を処分せざるを得なかったことは私といたしましてもまことに残念でござ



ございます。しかし多摩丘陵の広大な校地に新しく中央大学校舎の雄大なる偉容を頭に描くとき、真の学園的環境のなかで、希望に満ちた学生達が楽しく語り合い、幸福な姿を想像いたしますとき、本学の浮沈をかけたこの大事業の完成なしには将来的発展はありえないと確信する次第でございまして、いかなる努力を是らしても完遂いたさねばなりません。どうか今後も特段のご協力をお願い申しあげる次第でございまして。







## 大学の近況

— 教学の立場から —

中央大学学長 戸田修三

一  
桜のつぼみがほころびはじめる頃になると、永年馴れ親しんだ卒業生との別離のときが訪れますが、この一抹の寂しさがただよう感傷のひとつときが過ぎると、うらかな陽光のもと、希望に胸ふくらませて白門をくぐる新入生を迎え、学園は活気を呈しております。われわれ教職員は、この繰り返えしのなかで喜びや悲しみを味わい、哀歎のひとつときを過ごす宿命を負っているわけです。

二  
本年も云る三月二十五日、昨年を引きつづき、大講堂において、学部別・昼夜間部合同の形式で、第九十四回卒業式を取り行いました。また、昭和五十二年度の学部入学試験は、二月十六日の法学部法律学科を皮切りに実施されましたが、試験の妨害など全くみられず、きわめて平穩裡に無事終了することができました。本年度の入学志願者は昼・夜合計七二、三七七人で、昨年と対比して二四〇三人の増加となっております。多摩移転問題の影響が、夜間部において一、〇六八人減というように若干みられはしたものの、昼間部においては三、四七一入増で、むしろ教学施設の充実・強化が多くの受験生の共感と呼んだものと評価することができると思っています。



その多摩移転問題であります。各方面のご理解とご支援のお蔭で、とにもかくにも本年五月末には、多摩校舎の竣工・引渡が予定される段階までこぎつけることができました。その点、今日までこの大事業の遂行に協力と助言を惜しまれなかった無数の方々、とくに法曹会の諸先生のご指導に思いを致し、感謝の気持ちで一杯であります。そして、物心両面にわたる二十六万学員の支えを背景にした法人役員と教職員の「団結の力」こそが、この大事業遂行の原動力となつてゐるという事実を忘れてはなりません。いままさに多摩新校舎完成の日を目前にして、この感を強く抱くものであります。ここに本学一〇〇年の大計の礎が築かれ、永年にわたる本学の悲願が漸く達成される目途がついたわけでありますが、格言にも「百里を行く者は九十里を半ばとす」という言葉があるくらいですから、このところ緊禪一番、大学全構成の結束を固め、円滑な移転計画の実施と、その後の教育内容の眞の改善、充実を図ることに意を尽さねばならないと決意を新たにしております。ただし、研究・教育内容の充実が成つてはじめて、多摩問題完成の日を迎えることができます。単に建物や施設の完成という物的施設の竣工のみをもって万事成れりということは許されません。「ローマは一日にして成らず」という格言も、そういう意味をこめて理解すべきものと考えています。

大学が研究と教育によつて社会的責任を全うすべき使命を担つてゐるとするならば、そのための条件づくりこそが法人・教学に与えられた主要な仕事であることはいふまでもありません。その意味で、他のどの私学にもひけをとらない立派な多摩キャンパスができた以上、これを十分に活用し、教学内容を充実することこそが、教授会をはじめ教学に課せられた重大な責務であると考えます。なかんずく、法学教育については、今後、法曹会その他各方面のご意見とご教示を仰いで法学部における正規の授業の改善・充実を図ることは当然であります。それと併せ、三年有余にわたる「法職特別コース」の成果と反省を基礎に、実務教育の面、とくに司法試験その他の国家試験においても、優秀な成績を収めなければならぬと考えております。なおこの機会に、法曹会の新進実務家や司法修



習生の方々から「法職特別コース」のゼミナールに熱意溢るるご指導をいただきましたことに対し、深く感謝しなければなりません。そして、多摩移転を契機に法学教育におけるカリキュラムの抜本的検討を行うなかで、大学の基本をアカデミズムにおきながらも、実務教育においてもまた本学の社会的評価を高からしめるよう努力する所存であります。

### 三

前述のごとく、多摩新校舎の竣工、引渡が本年五月末に予定されていますので、具体的な多摩移転の時期・形態などについて、研究教育問題審議会および各学部教授会を中心に鋭意審議・検討をかさねてきましたが、その結果昼間部については昨年七月十二日付で、夜間部については昨年十月四日付で、それぞれ研教審委員長名で総長職務代行の諮問に対し答申いたしました。それによりますと、「昼間部については昭和五十三年四月より一・二・三年次の授業を多摩校地で開始する。従って、現在の在學生については、一年次のみ（註本年四月以降、一・二年次生のみ）三年次より（註本年四月以降は二・三年次より）多摩校地で授業を実施し、二年次生以上（註本年四月以降は三年次生以上）は昭和五十四年三月まで駿河台校地で授業を実施する。」というものであります。したがって、これを要約すれば、現在の一・二年次生が来年四月、それぞれ二・三年次生になったときは、多摩校地で授業を実施し（来年四月の新生生を含め）、現在の三年次生以上は、昭和五十四年三月まで駿河台校地で授業をうけ、原則として駿河台校地で卒業することになります。また、夜間部については、「昭和五十四年四月より一・二・三年次の授業を多摩校地で開始する。従って、現在の在學生については（註本年度の新生生を除く）、昭和五十五年三月まで、駿河台校地で授業を実施する。」というものであります。すなわち、この答申によりますと、本年度の新生生は、三年次生になったときから多摩校地で授業を開始することになりますが、現在の二・三・四年次生は駿河台校地で授業をうけ、原則としてここで卒業することになります。なお、「昼間部が多摩校地へ移転する昭和五十三



年四月から、夜間部が多摩校地へ移転完了する昭和五十五年三月までの間は、キャンパスが多摩校地と駿河台校地の二カ所に分れることを余儀なくされるので、特に夜間部学生の勉強条件に支障をきたさないため、図書費について特別の措置を講ぜられたい。」旨、ならびに「教職員および学生の多摩校地への通勤、通学のための交通問題ならびに学生の下宿問題などの解決にあたっては、その条件確保に更に努力を傾注されたい。」旨、その他、多摩校地移転に伴って発生する問題点を指摘して、若干の要望を附加し、答申しております。

なお、多摩移転の時期、形態が右に述べたような方法で実施されます結果、昭和五十三年度と五十四年度の二カ年間は、本学の文科系四学部の教育・研究が、多摩校舎と駿河台校舎の二カ所に分れて行われることになりすために、駿河台校地における教学責任体制はどうなるのかという問題があります。この問題については、現在、研究教育問題審議会と各学部教授会を中心に検討が進められておりまして、近く結論が出されるはずであります。

このようにして、法・経・商・文四学部の教学施設充実問題は、各方面のご支援とご理解をえて、ほぼ完成の目途ができましたが、理工学部の充実問題は多摩移転問題の影響を少なからず被って、一歩立ち遅れを余儀なくされておりました。しかし、過般行われました理学関係の文部省視学官による実地視察の結果の指摘をまつまでもなく、理工学部には検討すべき問題点が余りにも多く存在しその改善・充実が焦眉の問題となっております。そこで、昨年九月十四日、総長職務代行から、「理工学部施設の充実」について諮問をうけましたので、研究教育問題審議会と理工学部教授会において種々検討を重ねた結果、去る一月二十四日付で、「理工学部増築計画案」に基いて理工学部施設の充実を早期に実施されたい旨の答申をいたしました。多摩移転をひかえ、本学の財政事情その他本学をめぐる諸条件はきわめて厳しいものがありますので、それを考えますと若干の躊躇を感じないわけではありませんが、大学が社会に対し負っている教学責任はきわめて重大でありますし、また、理工学部における現在の研究・教育条件の劣悪さに思いをいたすとき、やはり法人・学员、その他各方面の理解と協力をえてその実現を願わずには



おれないのであります。

#### 四

教学条件整備の環境づくりにおいて看過することができないいま一つの柱として、私達はつねづね暴力問題を挙げております。現在、学内における過激派学生の動きは、全般的にみてその影をひそめておりますが、これは法人・教学一体となって取り組んできた大学本来の姿を取り戻すための永年にわたる努力の成果であると考えますが、今後とも学内正常化のための努力をたえずつづける所存であります。

いったい大学のキャンパス内に、ひとかけらでもヘルメットやゲバ棒が存在していたのでは、研究・教育の府としての「大学」のイメージは育ちえません。大学が「権力」をもたない以上、全構成員ひとりひとりの理性によって暴力一掃の輪を形成し、学びがいのある大学づくりに意欲的に立ちあがる必要があります。装いを新たにした多摩校舎からはいっさい暴力的な要素を払拭しなければなりません。その意味で、新校舎が開校される来年四月を目前にして、本年こそがこの問題に決着をつけるべき最後の年であると痛感しております。

#### 五

本年は元旦以来、厳しい寒さにもかかわらず、雲のかげりすら感じさせないほどの快晴の日がつづき、近來稀れな日和つづきの新春を迎えました。これがそのまま本学のこれからの一年間を象徴するかのように思われてなりません。すなわち、今年の本学の運勢は、苛酷な経済的条件に呻吟することはあっても、無限の明るい展望をもち、大きな期待と、希望につつまれた一年だと確信いたします。学員各位におかれましても、私達に対し倍旧のご支援とご叱正を賜わらんことをお願いして、大学の近況報告に代えたいと思います。





## 日弁連会長就任にあたって

日本弁護士連合会会長

宮田光秀

昨年の秋頃から欧米での洪水や豪雪、中国での干ばつ、また東欧での大地震と相つぐ地上の異変は、何か不気味なものを感じます。わが国の今冬も「暑さ寒さも彼岸まで」の諺をさかなでするかのような異常寒波に見舞われ、花見酒も氣勢がありません。

しかし、四月ともなればいつもとかわりなく世の風物は装いをととのえて新しい年度を歓迎することとせう。あと満一年を経過すれば、昭和五十三年四月われわれの母校中央大学は、八王子の多摩校地に移転することになっております。

明治十八年神由の中心街に創設された母校は、先人達の偉大な努力によって隆盛の一途をたどり、法曹界に幾多の俊秀をおくり不滅の功績を打ちたててきました。この光輝ある伝統と榮譽のさらに飛躍的な発展を期してこの快挙となったのであります。汚染と雑踏の街と化した神田を避けて太陽と緑を存分に抱えた多摩丘陵に聳立する近代建築の粹を集めた白亜の校舎で学業に専念できる後輩達に対して期待と羨望の念を禁じえません。

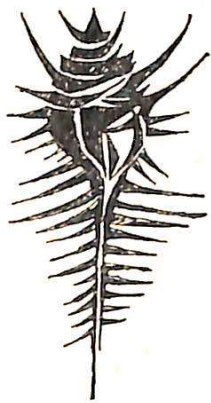
本年二月わたくしは、日弁連の会長選挙に出馬し、日弁連における第一回目の会員の直接投票による試練を受けましたところ、幸い会員各位の多大なご支援をえまして当選することができました。まことに身にあまる光栄と感



激いたしております。選挙運動にあたっては全国各地で活躍されております母校出身の会員の方々、わけでも中大法曹会東京支部の会員の方々には日頃疎縁にもかかわらず、ただ同窓であるとのことでご推挙を賜り、とくに終盤にいたっては母校の理事長、学長その他の役員の方々の格別なご推薦をいただき混戦のなか余裕をもって戦い抜くことができました。これひとえに先人達が創立以来九十年にわたって蓄積された母校の恩恵と深く感謝いたしております次第であります。

いよいよ数日後にせまりました四月一日から日弁連会長に就任することになります。四十年有余の往昔、大志とロマンに胸をふくらませて白門をくぐったあの青春の気魄をよみがえらせて日弁連の将来の展望、今日的業務の執行にと全能を投入し、先輩、同僚の皆様方のご期待に応える所存でございます。今後一層の心温まるご教導ご叱正を賜りますようお願い申し上げます。

右お礼を申しあげますとともに、就任のご挨拶といたします。





# 学員会会則ならびに諸規程改正について

中央大学学員会会則ならびに  
諸規定改正委員会委員長

龍前 茂三郎

## 一、改正の経過

現行中央大学学員会会則は昭和四一年五月に一部改正されたまま現在に至っている。昭和四四年一月二三日開催の幹事会において「学員会会則ならびに諸規程の改正について」と題する議案が上程され、審議の結果、会長、副会長、常任幹事において改正の必要があると認められる条項、あるいは削除または補足を必要とする条項を指摘して改正案を作成、検討することとされ、一部常任幹事等から改正点の指摘があったが、改正案を作成、検討するに至らないまま立消えに終わった。

その後、学員数の飛躍的増大と、学員会運営の実際の見地から会則改正の必要性が指摘されるに至ったので、昭和五〇年七月一七日の幹事会において「中央大学学員会会則ならびに諸規程改正委員会設置要項」が承認可決され、一一名の委員で構成する改正委員会において、会則ならびに諸規程を総合的に検討し、時代に即応した改正案を作成することとなった。そして会長指名により次の諸君が委員に選任され、互選の結果、委員長に私、副委員長に崎田直次委員が選任された。

石田 寅雄	市橋 千鶴子	白田 義弘	小野 三郎	荻山 虎雄
木戸口 久治	佐藤 文二郎	崎田 直次	山本 清二郎	龍前 茂三郎
川添 利幸				



委員会は昭和五〇年一〇月九日を第一回とし、昭和五二年三月一〇日の第二五回まで毎月一回の割合で開催され、毎回殆ど全委員出席の下に、主として木戸口委員作成にかかる素案をたたき台として熱心な討議を重ねた結果、漸く右の第二五回委員会をもって会則ならびに諸規程全部の改正作業を終り、去る三月二八日の答申案起草委員会において、改正理由と答申書原案の作成、検討を終ったので、来る五月開催の協議員会において改正会則案等が上程、審議されることとなるのであろう。

## 二、会則改正の要点

今回の会則等改正案は総合的かつ全面的であって、そのすべてをここに網羅することはできない。そこで改正点のうち比較的重要と思われる事項を抽出して若干の解説を試みることにする。

(1) 学員会の事業の中に「学員会館の管理、運営」という一号を加えることとした。これは御承知のとおり母校中央大学の多摩移転にともない、駿河台校地は殆ど売却されることになったが、現在の「大学会館」は建設当初の趣旨にそって「学員会館」として存置することとし、その管理運営を学員会に委譲する旨の同意を得ているので学員会の事業の一つに加えたものである。

なお現在「学員会館管理運営委員会」において管理運営の具体的方策を検討中である。

(2) 学員の資格を単に「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員」とした。

学員の資格については、現行会則では「学校法人中央大学の設置する学校（研究所を含む）の卒業生」……となっていて、附属高等学校の卒業生も当然学員に含まれることとなるのであるが、これを中央大学の設置する大学の卒業生に限定し、附属高等学校の卒業生は除外すべきであるとの論議がなされたが、大学の基本規定第二七条第二項との関連において問題があるので、当面、学員の資格として単に「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員」と定めるにとどめ、今後基本規定第二七条第二項を整備、改正するよう大学の基本規定検



討委員会に意見具申することとした。

(3) 役員、協議員の数を大巾に増加した。現行会則に定める協議員五〇〇名以内という数は昭和四一年五月學員一五万五〇〇の名の時代に決定されたものであるところ、その後一〇年を経て學員数も二五万余名と大巾に増加し、また支部の数も一一三を数えるに至つたので、母校と學員会、本部と支部の緊密化をはかるため協議員を一〇〇名増員して六〇〇名とすることとし、これにともない、副会長を二名、常任幹事を五名、幹事を二〇名、會計監事を二名それぞれ増員して、副会長七名以内、常任幹事二〇名以内、幹事七〇名以内、會計監事五名以内とするにとした。

(4) 役員の選任については結局選出規程を設けず、協議員会において適切妥当な方法により行うこととなつたが、特に幹事、會計監事の選任については選考委員会を設けて選出することが望ましいとした。

(5) 名誉会長の制度を廃止し、顧問、参与は任期、議決権のない終身役員として位置づけることとした。

顧問は会長経験者に限ることとし、また参与は現行会則では副会長経験者と常任幹事三期以上在任者に限られていたのを改め、「本会の発展に功勞があつたと認められる者」のうちから委嘱することとし、別に委嘱基準を設けることとした。

(6) 定時總會および定時協議員会の開催時期を毎年三月中とすることに改めた。

現行会則によれば定時總會および定時協議員会はいづれも五月中に開催することとなっているが、評議員候補者推薦委員会委員の選出や、幹事、會計監事等學員会役員の選考委員会委員の選出のためには協議員会を三月中に開催する必要があるので協議員会および總會の開催時期を毎年三月中とすることに改めた。

(7) 協議員会の招集請求権者を協議員一〇〇名以上とし、一般學員の協議員会招集請求権を認めないこととした。

現行会則によれば協議員会の招集請求権者は協議員五〇名以上、または學員一〇〇名以上とされているが、協



議員でない学員に協議員会の招集請求を認めるのは理論的に問題があるのでこれを削除することとし、また協議員の数に六〇〇名に増員したので招集請求者の数を一〇〇名以上とすることとした。

(8) 総会および協議員会における議長、副議長はその都度選任することとした。

執行機関と議決機関を分離するため現行会則による、会長を議長、副会長を副議長とする制度を改め、総会および協議員会において毎回議長、副議長を各一名選任することとした。

(9) 総会、協議員会および幹事会の附議事項を明確にした。

(10) 委員会を設ける場合の根拠規定を新設した。

(11) 学員会奨学会の根拠規定を新設した。

(12) 学員会費を金二〇、〇〇〇円に増額することとした。

現在学員会費は終身会費として金一五、〇〇〇円であるが、諸物費とくに郵便料金の値上げのため金二〇、〇〇〇円に増額改訂することとした。学員会費納入者には「学員時報」が無償で配布される。

(13) 会計年度を毎年一月一日より一二月三十一日までとすることに変更した。

現行会則では会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとされているが、定時協議員会開催日を毎年三月中としたため、これにともない会計年度も変更することとしたものである。

### 三、諸規程の改正

#### (一) 評議員候補者選出規程

評議員候補者選出規程そのものは改正の必要はないとされたが、第三条第三項による評議員候補者の選出に当っては左記推薦基準によることが望ましいとされ、これを内規とするか、もし内規としない場合にも推薦委員会の運用上その趣旨の徹底を図りたい旨会長に申入れることとした。



評議員候補者推薦基準

- (1) 学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第二七条に定める被選資格者であること。
- (2) 中央大学および中央大学学会の興隆発展に熱意あると認められる者であること。
- (3) 学会費を納入し、かつ中央大学の記念事業および学会の事業に相当の貢献をした者であること。
- (4) 新たに評議員に推薦する者については年齢七〇歳未満、任期満了者で再度評議員に推薦する者については年齢七五歳未満であること。

ただし中央大学または学会に功勞のあつた者のうち推薦委員会において推薦を適當と認める者はこのかぎりでないものとする。

- (5) 任期満了者で再度推薦する者については任期中に開催された評議員会への出席状況その他を勘案し評議員としての職責を果たすと認められる者であること。

- (6) 次の者は評議員の推薦対象から除外すること。

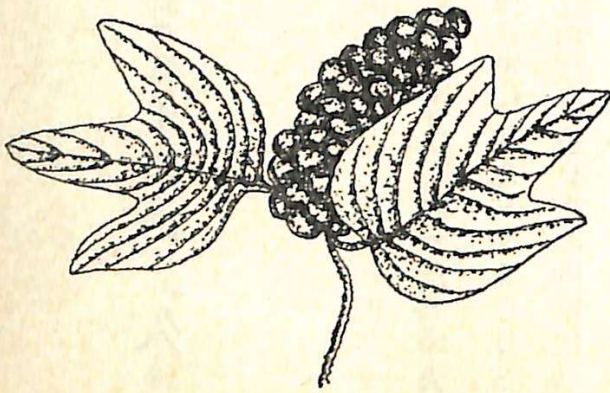
- ① 本人より辞任の申出のあつた者。
- ② 破れん恥行為により有罪となつた者。
- ③ 健康その他の理由により評議員としての職務を完遂することが困難と思料される者。

(二) 支部設置規程

- (1) 支部の設置については会長に申請し、その承認を受けることとした。支部規約の改正についても同様とした。
- (2) 支部設置の基準を厳格にし、所属会員一〇〇名以上で、全員が学会費を納入していることを要件とした。
- (3) 支部の協議員候補者推薦権を明確にした。
- (4) 支部会員の變動および支部の活動状況の報告義務を定めた。



- 
- (5) 支部承認の取消に関する規定を設けた。  
(6) 支部設置基準に達しない団体の育成強化に関する規定を設けた。





# 学校法人中央大学基本規定 (寄附行為) 検討委員会報告

検討委員会委員 木戸口 久 治

## 一、はじめに

学校法人中央大学基本規定の改正問題については、わが法曹会は夙に重大な関心を示し、昭和四四年七月、大学問題特別委員会を設置してその調査研究に当り、昭和四五年一二月と昭和四九年七月の二回にわたり中央大学基本規定検討委員会に対し意見書を提出して強力な進言を行って来たことは、「中大法曹」第二号および第三号に、当時の石井一郎委員長が詳細に報告されているとおりである。従って従来の経過ならびに意見書の内容については右「中大法曹」を御参照願うこととして、ここではその後の検討委員会の審議の経過を報告することとする。

なお御参考までに申し上げますと、検討委員会の委員の数は四一名で、当法曹会よりは谷村唯一郎、荻山虎雄、山本政喜、今井忠男、井出甲子太郎、小木貞一、太田常雄、清水繁一、向江璋悦、山本清二郎、龍前茂三郎、(何れも敬称略)に私の計一二名の委員を出して居り、うち、荻山委員は委員長、山本(政)委員は副委員長、谷村委員は小委員会委員長である。

## 二、各グループの意見聴取

検討委員会は、検討委員会小委員長より委員長に提出された小委員会報告書を中心議題として、昭和四七年一月七日より昭和四九年六月四日まで十数回にわたる検討を重ねてきたが、一応の検討を終った段階で学員会の有力



支部や、中央大学教員ならびに職員等の意見を聴聞することとし、昭和四九年七月一六日の当法曹会の聴聞を皮切りに、昭和五一年九月二八日の中央大学職員の聴聞まで八グループの聴聞を終った。

各グループの意見の要は次のとおりである。なお項目の区分は小委員会報告書の項目区分によることとした。

(一) 総長と学長との関係に関する事項

法曹会 学校法人中央大学には総長を存置すべきである。

教員 学校法人中央大学に現行規定による総長を存置することには反対である。現行基本規定第二章は廃止すべきである。

国会白門会 現行基本規定の定める理事長、総長および学長の制度は改変する必要がない。

南甲倶楽部 総長制は現状どおり存置が望ましい。

学員体育会 学校法人中央大学には総長を存置すべきである。

なお少数意見として、大学運営の基本的立場に立って理事長制を強化し、教学統轄者として学長制一本にして強化することが望ましいとの意見がある。

白門婦人会 総長制は現状どおり存置することが望ましい。

会計人会 総長制を存置することは差支えない。

職員 意見の1、総長制を廃止する。「学長に関する規則」を改め、学長の選出にあたって、全教職員の意思が反映されるよう選出の方法を改める。

意見の2、総長制を存置する。

(二) 役員に関する事項

法曹会 現行基本規定第十条の理事の定員「八名以上十三名以内」を十五名以内と改める必要はない。



定員を十五名以内と改めて第十二条に定める職務上の理事に学部長、事務局長を加えることには反対である。

第十四条に定める事業理事を廃止し、常任理事を複数にすべきである。

教 員 教学の代表として、各学部長を職務上の理事とすることが望ましい。また職員の代表として、事務局長を職務上の理事とすることが望ましい。

国会白門会 理事会強化の見地から理事の定員を二十五名以内とすべきである。

総長、学長、副学長、図書館長および事務局長は職務上の理事とすべきである。

学部長の職務上理事制には反対である。常任理事は六名以内とすべきである。

理事の任期は四年とすべきである。

南甲倶楽部 理、監事の定数は現状どおりが望ましい。

学員体育会 現行基本規定第十条の定員（八名以上十三名以内）は現行どおりとし、その選任方法も現行基本規定を変更する必要はない。

なお少数意見として、学校法人の理事構成には理事会強化の建前から増員することが望ましいとの意見がある。

白門婦人会 意見書に記載なし。

会計人会 基本規定第十条の理事の定員を八名以上十三名以内を十五名と改めることに賛成である。

職 員 役員の構成について

事務局長を職務上の理事とする。

役員の任期について

意見の1 理事の任期を現行より延長する。



意見の2 理事の任期は現行どおりとする。

(三) 評議員会に関する事項

法曹会 選任評議員の定数について

現行基本規定どおり二百名以内とすべきである。

選任評議員の構成ならびに選任方法について

選任評議員を教職員とそれ以外の学員評議員との同数により構成するものとする案には反対である。評議員会の議決事項について

基本規定第三十三条の評議員会の議決事項から第三号、第五号および第六号を削除することには賛成であるが、第四号を削除してこれを諮問事項とすることには反対である。

同条第六号を諮問事項とすることには賛成である。

教員 評議員会の議決事項について

理事長の諮問機関としての評議員会の本来の位置づけを規定上明確にし、議決事項を重要な事項のみに限定すべきである。

選任評議員の定数、構成、選任方法について

評議員会における議事運営を実質的に責任のあるものとするため、選任評議員の定数は百名以内とする。

また選任評議員の構成は教職員たる評議員と、それ以外の学員評議員と同数とする。

国会白門会

中央大学の法人制を拡充、強化するため、評議員会を重要事項についての議決機関として位置づけるとともに、法人経営を民主化し、数多くの学員を愛校心に目覚めさせ、大学の名声と発展に関与



させるためにも評議員増員が必要である。

評議員の定数を三百名以内とすべきである。

教職員評議員と学員評議員を同数とする必要はない。

#### 南甲倶楽部

評議員の定数は現状どおりが望ましい。

評議員会は諮問機関ではなく議決機関であるべきである。

#### 学員体育会

評議員に関する事項について

現行基本規定どおり二百名以内とする。

選任評議員の構成並びに選任方法については、現段階では現行基本規定を改正する必要はない。

なお選任評議員の推薦方法については今後検討してその改善を図る必要があると考えられる。

評議員の議決事項に関する事項について

評議員会の本来の位置づけはあくまでも議決機関であるべきである。

基本規定第三十三条の議決事項から第三号、第五号を削除することには賛成である。第六号を諮問事項とすることにも賛成である。ただし第四号を削除してこれを諮問事項とすることには反対である。

基本規定第三十五条第一号の改正については小委員会報告書の原案に賛成する。

#### 白門婦人会

評議員の定数について

評議員の定数は現状どおりが望ましい。なお現在評議員の総数二百名中、女性評議員は二名であつて、その比率は僅か一％にしかすぎず、二五万学員総数中、万を超える女性学員が存在する現状に照らし、あまりにも僅少すぎるうらみがある。



評議員の選任について

評議員の選任にあたっては、大支部の実績にこだわらず、従来とかく陽のあたらなかった弱小支部からも人材を登用し、広く意見を徴して学園の民主的運営をはかることを要望する。

評議員会の性格について

評議員会は現行法では理事長の諮問機関でもあり、かつ議決機関でもあるが、現行規定のままです分であり、またそれが限界であると思料する。

会計人会 定員について

現行規定どおり二百名でよい。

評議員の構成並びに選任方法について

現行どおりでよい。

職員 評議員会の性格について

評議員会の機能は、原則として諮問機関とする。

評議員の定数等について

意見の1 選任評議員の定数を一〇〇人以内とする。

意見の2 評議員の定数等については原則として現状どおりとする。

その他の検討事項は省略する。

以上冗長、煩雑を省りみず各グループの意見を列挙したのは、この問題に対して法曹会以外の各グループが、どのような考え方をしているかを知っていたためであった。

以上列挙したところから明らかなおも、基本規定改正に関する学員側の意見は、多少のニュアンスの差はあつ



ても、大筋においてわが法曹会の意見と同一であり、この点において教員ならびに職員側の意見と対立する。従って検討委員会がこのまま審議を続行すれば、いずれの日にか委員全員による採決は免れない状態であった。しかし現在定着しつつある学員と教職員との好ましい友好関係がこのような採決によって損われることは今後の大学運営に重大な影響があり、万難を排して避けなければならぬこととなった。

### 三、検討委員会懇談会の開催

このような事態を察知して、向江璋悦委員は昭和五一年一月二日開催の検討委員会の席上、各グループの代表による懇談会の開催を提唱された。この懇談会は主として前記の如き学員側と教職員側との意見を調整し、譲歩すべきところは互に譲歩し合い、円満な妥結点を見い出そうとするにであった。懇談会は教員六名、職員一名、法曹会二名、南甲倶楽部二名、学員体育会一名、国会白門会一名、会計人会一名の一四名の外、大学側一名、正、副委員長、小委員会委員長に提唱者の向江委員を加えた一九名で構成され、外に幹事一名を置いた。第一回懇談会は昭和五二年一月一八日開催されたが、席上、向江委員より「基本規定改正問題に関する向江提言」が示され、懇談会はこれをたたき台として討議をすすめることとした。紙数の関係上向江提言を全部掲載することはできないが、その要旨は次のとおりである。

#### (一) 総長制について

総長制は存置する。

総長には中央大学教授を充てる。やむを得ない時には中央大学名誉教授を充てることができる。前項にて総長を選任することが困難な場合には中央大学学長を総長に選任することができる。この場合学長の任期が満了し退職した場合でも総長の任期がある限りその職に止まる。

#### (二) 学部長の職務上理事制について



学部長は職務上の理事にしない。

各学部より理事適任者として推薦された者各一名、職員中より職員が新たに定めた機関を通じ、理事適任者として推薦された者一名合計六名を限度として、理事に選任する。

学部長又は事務職員から推薦されて役員に選任された者が、定年に達し、又はその職を退いた時にも、役員任期中はそのままその職に止まるものとする。

理事の定員を二名ないし三名、監事の定員を一名ないし二名増員する。

(三) 評議員の数およびその配分について

この問題については現行基本規定どおりとする。

第一回懇談会ないし第三回懇談会においては主として総長制の問題が取上げられたが、わが法曹会としては向江提言のうち総長制存置論については評価しながらも総長の被選資格を中央大学教授又は名誉教授に限定し、しかもこれを基本規定に明定することには難色を示した。教職員側からは現行基本規定第四条の「総長は教学に関する事項を主宰し」とあるのは学長の権限と抵触するので、この条項を削除するのであれば概ね向江提言を受け入れるよう検討するとされた。そこで懇談会は種々討論の結果、現行基本規定第四条第二項を「総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する」と改正して「教学に関する事項を主宰し」とあるのを削除し、他方総長の被選資格については、基本規定には規定せず、付帯決議によることとし、しかも総長の被選資格は原則として中央大学教授とするが、例外的に中央大学名誉教授、学員その他の関係者、その他学外一般からも起用し得る含みをもって付帯決議し「総長は原則として中央大学教授のなかから選考するものとする」とすることとした。しかし「総括統理する」との文言については教学側から異論が出され、引続き検討することとなった。その余の各項については今後引続き懇談検討がなされる予定であるが、現在のような教学側と学員側との友好的雰囲気懇談が続けられるならば当初予想されたような対立関係は解消し、円満な基本規定の改正作業が行われることと信ずる。



# 中大創立九〇周年記念事業募金現況報告

募金特別委員会委員長

入江正男

当委員会は、中大法曹会に対する割当額金七五〇万円に対し、昭和五一年七月一五日現在、申込額金七四五万一千円、納入額金六九九万円の実績を残した。

しかしながら、他の有力学会支部との兼合い上、目標額を金二五〇万円増額し総額一千万円に引上げることが、昭和五〇年度第一回常任幹事会で決定された。

右の決定に従い、昭和五〇年九月二〇日募金委員会が開催され、後藤英三中大法曹会幹事長、入江正男募金委員会委員長以下十二名、事務局二名が集合のうえ次の事項が決定された。

- 一 増額分金二五〇万円は東京三弁護士会において負担する。
- 二 増額分の内金一二五万円を東弁に、一弁及び二弁にそれぞれ金六二万五千円を割合てる。
- 三 増額分募集実施案の立案のため小委員会を編成し、その任にあたる。小委員会は委員長、東京三弁護士会から各一名の連絡責任者を選出し、事務局一名を加えて五名を以て構成する。

右委員会の決定により、左のとおり小委員会のメンバーが決定した。

委員長 入江正男

東弁 阿部三郎

一弁 宮田耕作



二 弁 大西 保

事務局 山崎 源 三

小委員会は先ず募金募集状況の現状を把握するため、東京三弁護士会別に、申込者名、申込金額、納入金額の一覧表を作成し、併せて学研連関係の資料も作成することを決定し、その作業を事務局に委ねた。

昭和五一年九月一八日、午後一時から午後三時まで、一弁会議室で募金活動実施要領検討のため小委員会が開催され次の事項が決定された。

一 未納入者には各会個別に交渉する。

二 新たな募金活動として、寄附申込書、中央大学創立九十周年記念事業資金募金委員会作成の趣意書及び大法曹会からの案内状を会員各位に送付する。

三 右資料は昭和五一年一〇月中に発送する。

右の決定に従い、東京三弁護士会の連絡責任者は、それぞれ各会の委員と協議してその実施に当った。

委員各位の懸命の努力により、昭和五二年三月四日現在左のとおり成果を挙げている。

申 込 額                      納 入 額

東 弁    一二九万二千円    一二九万二千円

一 弁    一〇八万円

二 弁    四四万五千円

計    二八一万七千円

二七九万七千円

(三〇〇万) 52.5)

従って、中大法曹会の募金申込額の累計は金一千二六万八千円、納入額の累計は金九七万七千円となった。今後当委員会は金四八万一千円の未納入金の徴収に当る。



## 夢

東京高裁判事

大前邦道

母校文科系四学部の多摩移転というまさに画期的な壮挙を近く迎え、緑の丘にそびえる新施設にふさわしい新中大カラーの形成、教学の改善、充実の方策を、母校百年の歴史をふまえ、教学側、学員共に同じ母校出身者として、真に虚心に考えるべき好機ですが、学員会の強大な在京支部の法曹会でも、直接母校の教学、学生の現状に触れる機会のある人は、母校の役員や学員会の役員である極く少数の方に限られ、他の人はこれを知る機会はありません。昨年から法曹会の小壮気鋭の方々が法職課程特別講座に応援出講され、学生に接しその実状を知られたことはこの点で大いに意義があったと思います。学員の少しでも多くの人が新校舎を尋ね母校の現状に触れ、母校発展の方策を考え、母校との紐帯をより強くするような機会と施設を作って貰いたいと思うのは、私一人の見果てぬ夢でしょうか。



## 法学教育と法律事務の谷間

司法研修所教官  
検事

寺西輝泰

春、司法研修所にも新らしい修習生を迎え、四ヶ月間の前期修習が開始される。この新入生を迎えるにあたり、今年もまた虚しい努力をくり返さなければならないのかと思ひ悩むこのごろである。

一般的に修習生は、観念的・抽象的理論を好み、理論の論理性を追及し、とかく事件の実態を直視しようと思はず、また結論の合理性・妥当性に対する関心が薄い傾向が強い。抽象的・観念的な思考ができることは、法律家として必要なことであり、大学での法学教育もこのような能力の開発・向上に重点がおかれているようである。

ところが、法律事務家は、具体的な社会現象である特定の事件について、その実態に即した合理的で妥当な結論を發見し、その事件を解決することを職務とする。

そこで、法律事務家としての教育は、大学教育で身につけてきた抽象的・観念的な思考態度から、事件の実態を直視し、その実態に即した理論を展開し、合理的で妥当な結論を得ようとする実務家的思考態度への脱皮をさせることから始めなければならぬ。それなのに、大学教育が身にしみ込んだ修習生は、むしろ、実務家的思考態度に拒絶反応を示し、四ヶ月という短期間では、ほとんど効果をあげないで実務修習に送り出すことになるのである。

今年も、大学教育と法律実務の谷間で思い悩まされる時期を迎えようとしている。



## 入試数学と論理性

弁護士 玉田郁生

先ごろの大学問題特別委員会の席上、資質の優れた学生を入学させるために、中大でも入試に数学を課すべしとの意見が出た。論理的思考能力のテストには数学が最適だから、というのがその論拠である。

ところで、私は、ひょんなことから、昨年来東京水産大学で民法・商法を講じ始めた。水大は、水産に関する基礎理論と技術を教える理科系単科大学で国立一期校、教職課程を履修すれば水産・理科・工業等の免許状が与えられるという具合だから、入試科目には当然数学も理科もある。それでは水大生はみな論理的な頭脳の持主ばかりかというと左に非ず。

私は、試験に代えてレポートを書かせる。事例問題数箇を与えて一つを選択させるのだが、「結論がどちらへ転ぼうとも構わない。これに至る論理過程がキチッと書けているか否かを採点する。」と申渡す。こうして提出されたレポート前期・後期併せて約六十通を読んでもと、この採点基準に照した出来不出来のバラツキは大変なものである。箸にも棒にもかからず、可哀想だが落第点をつけたもの前期一名、後期七名、単位をとり損ねた者五名に上る。六対一の戦死率である。

また、私の依頼者の一人に、旧制一中・一高・東大・某経済官庁と、すべてトップで駆け上った人物が居る。彼は自ら「記憶力は国際級」と称し、遠い昔の些細な事まで「忘れることが出来ない」というのだが、数学は全部まる暗記で通したそうだ。こう見て来ると、数学の出来不出来や好き嫌いと、論理的思考能力の高低との間には、どうも必然的関連性は無いのではないかと思われる。そうでなければ私も困る。大たい中大の入試に数学があったら私は入学し損ねていよう。同様に感じられる方々が割合多いのではなからうか。



## 大学問題特別委員会活動

弁護士 鈴木秀雄

この委員会も昭和四四年の春に設けられてから八年近くになる。母校中央大学は当時熾烈な学園紛争の中にあつた。この紛争の実相とその真因をつまびらかにし速に法の秩序による大学自治の確立をめざし時宜に適した対策を樹てるということで、当面の中央大学の諸問題につき調査・研究しその見解を幹事長に報告することを目的として発足した。

委員会は研究会を頻繁に開き各委員も多忙にも拘らず良く出席し大学関係者も招いて熱心に実情を調査し研究していくつかの成果をあげてきた。中央大学基本規定改正に関するわが法曹会の意見書発表もその一つであり、代々木学生寮問題の解決についてもこの委員会活動が寄与するところが大きい。現在研究が進められている母校の法学教育の充実に関する諸方策についてもOBとして大学に効果ある提言のできる日も遠くないであろう。



## 学生の頃から考えていたこと

弁護士 本 間 崇

素質のある学生をより多く入学させる方法の一環として、入学試験の実施方法の改善が現に議論されている。結局は、学力の高い受験生が数多く中大入学を志望すれば、入学者の質的向上は必至なのである。そのためには、司法試験での大量合格の業績や授業内容の充実などのチャージングポイントも欠かせないが、大学受験界でどの位にランクされているかという点は、優秀な受験生を募る上で最も重視されるべき要因であると思う。今や小学校から始まる学習塾ブームに冒されて、入学試験が易しい大学は、いわゆる有名高校や有名予備校の蔑視の対象となっている。であるから、入学試験は、科目数も多く内容も難かしい方がよい。そうすればランクは高まり力のある受験生は自尊心を損われることなく集う。現実はそのようなものだ。嘘だと思ったら法学部だけでも試してみるがよい。志願者数が減って受験料収入がその分だけ減ったとしても、それとは比較にならぬ位のメリットが齎らされるに違いないから。



## 司法試験雑感

弁護士 内野 経 一 郎

学校が荒廃してきて、塾が栄えはじめたという記事をみたことがある。最近、司法試験の為や有料（だいぶ高いようです）勉強会が盛んな様子。これは大学の荒廃のしからしむるところか。

何はともあれ、中大出身合格者の減少は淋しい限りだ。今のうちに何とかしないと失速つい落の運命をたどるぞという危機感をもつのは母校の底力に対する信頼が足りないせいか。

我々の在学中、先生方が、学生に「司法試験ばかりが人生ではない」と水をさして居られた頃、東大の三ヶ月先が司法試験の重要さを説き、早稲田では、動かない学生をあおって、斉藤金作先生が、「司法試験馬鹿」といはれている話をきいていた。

今この「司法試験馬鹿」教授として、早稲田の鈴木教授の名前がきこえてきても、母校に「司法試験馬鹿」といはれる教授の名前をきかないのは愛校心が欠如しているせいなのだろうか。



## 学員のための学員会館の展望

弁護士 大西保

懐しい駿河台から昭和五五年三月迄には、中央大学は完全に多摩丘陵に移転することとなった。二十数万の白門出身者にとっては神田駿河台への名残り尽きないものがある。

駿河台の本拠地を手放しても、尚巨額の借金をかかえて多摩移転を実施する大学にとっては、処分できる資産は換金して借金を減らしたいであろうが、学員の強い要望もあって駿河台の一部に大学会館は残されて学員のための会館として使用すべく、その管理運営について委員を選任して昨年八月から研究討議されている。

その委員会での結論はまだ出ていないので公表の限りでないが、学員会の発展と学員相互の懇親を深めるためどのように運営したらよいか熱心に考究されている次第である。

わが法曹会支部の中から今井忠男、石田寅雄の両先生のほか三名が参加しているが、昭和五五年の四月頃からは皆さんに大いに利用して頂けるものと期待している。



## 中央大学済美会の学員会支部結成について

弁護士 松 家 里 明

中央大学済美会は中央大学学員会のご承認を得て昭和五〇年一〇月六日学員会支部を創立し、又、翌昭和五一年二月二七日には中央大学学術研究団体連合会（学研連）に加入させて戴きました。

済美会は、昭和一七年四月中央大学予科出身者が中心となって「中央大学冠紘会」という名称のもとに設立された団体であります。戦後その名称を「中央大学済美会」と変更し、今日に至っております。

設立当初は司法試験を目的とした研究団体ではありませんでしたが、昭和二五年、六年頃より司法試験を志す会員が多くなり、現在は法曹を目差す者の研究団体となっております。

私が済美会に入会した昭和二九年当時、済美会の法曹人口はその年の司法試験合格者三名を含めても九名に過ぎませんでした。

しかしその後、大学の暖かいご支援と、諸先輩の大変なご尽力また会員の努力によって小人数の研究団体ではありませんが毎年司法試験の合格者を輩出し今日では法曹人口も一〇〇名を越えるに至りました。

このように済美会が発展することができましたのも、母校のご支援の賜物でありますので、些かなりとも母校の興隆に寄与することを念願して学員会支部を結成し、又なお一層学術の研鑽を積むために学研連に加入させて戴いたのであります。



支部創立総会には、谷村学員会会長を初め崎田中央大学常任理事、入江学研連委員長、他多くのご来賓のご臨席を仰ぎ、済美会支部誕生をお祝いして戴き会員一同深く感謝している次第であります。

又、学研連加入につきましては、全会一致をもって加入のご承認を戴きました上に、昭和五十一年一月一八日には盛大な加入披露パーティまで開催して戴き、大変恐縮している次第であります。

私共済美会の法曹会員は、中央大学法曹会の一員でもありますから、今後、母校及び中央大学法曹会の発展のために、微力ではございますが努力を重ねて行く所存でありますので、今後ともご支援ご指導を賜わりますようお願い申し上げます。



# 中央大学法曹会会則

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること。

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 二名

三、常任幹事 二五名



四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六條 幹事及び会計監事は總會において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七條 役員任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八條 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は總會の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九條 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十條 總會は定時と臨時に分ち、定時總會は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めるときは臨時總會を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により會議の目的たる事項を示して臨時總會の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

總會においては幹事長が議長となる。



総会の議事は出席者全員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の名候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事会を召集しなければならない。

第十三条 常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。本会には必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

第十七条 本会に事務局をおく。

事務局に関する規定は別にこれを定める。



付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

## 中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

1 局長 一名

2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

付 則

この規程は昭和四九年六月一日より施行する。



## 会員の請求による臨時總會召集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時總會召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時總會の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

## 幹事候補者選出規程

第一条 この規定は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する總會の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うも



のとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会 四〇名

第二区 第一東京弁護士会 一八名

第三区 第二東京弁護士会 一八名

第四区 裁判所 一二名

第五区 検察庁 一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

## 中央大学法曹会役員、委員等名簿（昭和五十一年度）

一、中大法曹会顧問、役員等

(1) 顧 問

石井一郎	石田寅雄	今井忠男	荻山虎雄	大塚喜一郎
柏原語六	兼平慶之助	金子文六	坂井改造	谷村唯一郎
藤井暹	円山田作	山本清二郎	山本政喜	八島三郎



(2) 参 与  
龍前茂三郎  
堂野達也  
清水繁一  
井出甲子太郎  
松井宣

(3) 幹事長  
遠藤利一郎  
小本貞一  
戸田宗孝  
松島政義  
向江璋悦

馬越旺輔  
橋本三郎  
米田為次

(4) 副幹事長  
小池金市(東弁)  
安原正之(東弁)  
依田敬一郎(一弁)  
木戸口久治(二弁)

(5) 幹事 (○印は常任幹事)  
大前邦道(裁判所)  
岩下肇(検察庁)

(東京弁護士会)

○赤坂正男  
○阿部三郎  
秋山邦夫  
雨宮真也  
秋知和憲

浅見昭一  
石井嘉夫  
岩田満夫  
佐伯弘  
○内野経一郎

○栄沢忠幸  
遠藤和夫  
○太田常雄  
川島仟之助  
伊東正

○日下文雄  
○九木野利光  
後藤英三  
小池金市  
○児島平

小林宏也  
○紺野稔  
篠原千広  
鈴木秀雄  
高木茂

滝沢国雄  
玉田郁生  
菅沼隆志  
中村茂八郎  
○繩稚登

野島良男  
原山庫佳  
浜秀和  
日野久三郎  
平岡高志

藤井光春  
本間崇  
森田洲右  
山本忠義  
安原正之  
(副幹事長)



(第一東京弁護士会)

○入江 正男

梶原 止

○倉田 雅充

斎藤 岩次郎

○斉藤 素雄

○信部 高雄

柴田 徹男

田口 邦雄

深沢 勝

○松家 里明

宮田 光秀

宮田 耕作

柳沢 義信

山田 賢次郎

吉本 英雄

(副幹事長)

依田 敬一郎

吉田 勸

山崎 源三

(事務局次長)

(第二東京弁護士会)

(事務局次長)

荻野 陽三

小野 道久

大塚 功男

○大西 保

内山 弘

(副幹事長)

川坂 二郎

笠井 盛男

木戸口 久治

坂本 建之助

○斉藤 兼也

三枝 信義

鈴木 清二

鈴木 近治

多田 武

○中津 靖夫

○野宮 利雄

藤光 功

雪下 伸松

(裁判所)

(事務局次長)

(副幹事長)

秋吉 稔弘

浅香 恒久

○小川 泉

○大前 邦道

酒井 雄介

佐野 昭一

瀬下 貞吉

土田 勇

寺尾 正二

柳原 嘉藤



(検察庁)

(副幹事長)

新井弘二 岩下肇 押谷靱雄 佐野真一 栗本六郎

○佐藤忠雄 末永秀夫 中津川彰 藤本一孝 水原敏博

三上庄一

(6) 会計監事

中井宗夫(東弁) 小田切秀(一弁) 村山芳郎(二弁)

(7) 事務局

事務局長 安藤章(東弁)

事務局次長 亀井忠夫(東弁) 山崎源三(一弁)

大塚功男(二弁) 浅香恒久(裁判所)

二、大学問題特別委員会委員

◎印委員長

(東京弁護士会)

安藤章 岩田満夫 市橋千鶴子 内野経一郎 栄沢忠幸

太田常雄 荻山虎雄 亀井忠夫 久木野利光 小池金市

児島平 紺野稔 ◎日下文雄 鈴木秀雄 高木茂

滝沢国雄 玉田郁生 縄稚登 浜秀和 藤井光春

本間崇 森田洲右



(第一東京弁護士会)

入江正男 梶原止 倉田雅充 小屋敏一 小坂志磨夫  
信部高雄 深沢勝 山崎源三 山田賢次郎

(第二東京弁護士会)

依田敬一郎  
石井一郎 今井忠男 大西保 荻野陽三 笠井盛雄  
木戸口久治 坂本建之助 鈴木近治 中津靖夫 松井宣

(裁判所)

浅香恒久 大前邦道 小川泉 高木典雄 土田勇

(検察庁)

岩下肇 中津川彰 西村常治 水原敏博 三上庄一

三、中大創立九〇周年記念事業募金特別委員会委員

(東京弁護士会)

△阿部三郎 石田寅雄 小林宏也 佐伯弘 篠原千広  
平岡高志

(第一東京弁護士会)

◎入江正男 △宮田耕作 吉田勸 吉本英雄

(第二東京弁護士会)

△大西保 荻野陽三 野宮利雄 松井宣



(裁判所)

佐野昭一 高木典雄

(検察庁)

竹村照雄

四、会報編集委員会 ◎印委員長

堤 淳一(東弁) 西林経博(東弁) 深沢 守(一弁)

若林秀雄(一弁) ◎内山 弘(二弁) 小野道久(三弁)

土田 勇(裁判所) 岩下 肇(検察庁)



# 中央大学法曹会會員名簿

(昭和五二年三月現在)

## 裁判所關係會員名 (四六名)

秋山 寿延 (最高裁)	秋吉 稔弘 (東京高裁)	浅香 恒久 (東京地裁)
新矢 悦二 (最高裁)	稲田 竜樹 (東京地裁)	生島 三則 (東京地裁)
井筒 宏成 (東京地裁)	板垣 範之 (東京地裁)	井田 友吉 (最高裁)
榎本 豊三郎 (八王子支部)	大川 勇 (八王子支部)	大前 邦道 (東京高裁)
太田 豊 (東京高裁)	大塚 喜一郎 (最高裁)	小川 泉 (渋谷簡裁)
奥平 守男 (東京地裁)	小野 幹雄 (東京地裁)	糟谷 忠男 (東京高裁)
海保 寛 (東京地裁)	笠井 昇 (東京地裁)	川上 正俊 (東京地裁)
川島 貴志郎 (東京地裁)	神田 正夫 (八王子支部)	木村 輝武 (東京高裁)
小林 亘 (東京地裁)	斎藤 昭 (東京高裁)	酒井 雄介 (松戸簡裁)
佐野 昭一 (東京高裁)	瀬下 貞吉 (退官)	園部 秀穂 (最高裁)
高木 典雄 (最高裁)	滝田 薫 (東京高裁)	田畑 常彦 (東京高裁)
土田 勇 (東京地裁)	寺尾 正二 (東京高裁)	寺尾 洋 (八王子支部)
豊吉 彬 (東京地裁)	並木 茂 (司法研修所)	原島 克巳 (東京地裁)



藤原康志(東京地裁)  
宮嶋英世(司法研修所)  
山崎宏八(東京高裁)

法務省関係会員名(九一名)

相沢重一(東京高検)  
飯田英男(刑事局)  
今井良児(司法研修所)  
大久保博通(東京地検)  
大和谷毅(東京地検)  
甲斐中辰夫(東京地検)  
加藤圭一(東京地検)  
監野健彦(東京地検)  
栗本六郎(最高検)  
小林康人(東京高検)  
近藤太朗(東京地検)  
設楽英夫(東京高検)  
末永秀夫(入国管理局)  
高橋武三(東京地検)

三浦力(東京家裁)  
村重慶一(東京地裁)

秋山真三(東京地検)  
石川達紘(東京地検)  
井村章(東京高検)  
太田修(東京地検)  
押谷勲雄(司法研修所)  
笠原静夫(東京地検)  
川島興(東京地検)  
清沢義雄(公安調査庁)  
黒須雅博(東京地検)  
子原英和(東京地検)  
佐野真一(司法研修所)  
下平坦(東京地検)  
鈴江辰男(東京地検)  
竹内康宏(東京法務局)

三宅弘人(最高裁)  
柳原嘉藤(東京高裁)

新井弘二(法務総合研究所)  
泉川健一(八王子支部)  
岩下肇(法務総合研究所)  
大竹健嗣(東京地検)  
乙部二郎(民事局)  
加藤清明(人権擁護局)  
川原史郎(東京地検)  
窪田四郎(東京地検)  
五島幸雄(東京地検)  
五味朗(八王子支部)  
鮫島清志(東京地検)  
神宮寿雄(法務総合研究所)  
園田幸男(東京地検)  
田代則春(内閣官房)



辻井 治 (訟務局)	土屋 守 (法務総合研究所)	寺尾 淳 (東京地検)
寺西輝泰 (司法研修所)	戸谷勝寿 (東京地検)	富田益行 (東京地検)
友野 弘 (法務総合研究所)	長井博美 (東京地検)	永野義一 (東京地検)
中重正人 (八王子支部)	中津川 彰 (東京地検)	中野林之助 (東京高検)
中山純一 (東京地検)	西村好順 (八王子支部)	野崎悦宏 (東京法務局)
野崎哲哉 (東京地検)	林 国男 (東京地検)	原 武志 (東京地検)
日浦 力 (東京地検)	平田定男 (東京地検)	弘津英輔 (八王子支部)
広畠速登 (東京地検)	藤本一孝 (東京地検)	堀口勝正 (東京地検)
本田守弘 (東京地検)	牧野雄一 (東京地検)	松 鶴 潔 (東京地検)
松浦 恂 (東京地検)	松田 昇 (官房人事課)	丸山利明 (矯正局)
三上庄一 (東京高検)	水崎松夫 (公安調査庁)	水原敏博 (東京高検)
水上寛治 (東京地検)	峯 益雄 (東京地検)	三野昌伸 (東京高検)
宮本喜光 (人権擁護局)	三輪泰二 (東京地検)	宗像紀夫 (東京地検)
村上格一 (東京高検)	安田哲也 (東京地検)	山崎 恵美子 (東京地検)
山下守英 (司法研修所)	山 辺 力 (入国管理局)	山本武久 (東京地検)
横田尤孝 (東京地検)	横山精一郎 (東京高検)	吉川寿純 (東京地検)
渡辺芳信 (東京地検)		



東京弁護士会會員名(九七〇名)

阿南三千子	浅香寛	阿部和子	相沢建志	新井重明	朝倉正幸	雨笠宏雄	浅野繁	秋田光三	秋山昭八	浅野義治	荒井金雄	阿比留進	東里秀	安達幸衛
( " )	( " )	( " )	(三二期)	(三〇期)	( " )	(一六期)	( " )	(一三期)	(一〇期)	( " )	(八期)	( " )	( " )	(期前)
浅野正浩	安藤貞一	鮎川定徳	浅古栄一	我妻真典	赤池基輝	荒川昭広	雨宮真也	浅見昭一	秋知和憲	秋山邦夫	柏原秀年	朝比純一	赤坂正男	新井滝治
( " )	(二五期)	(二四期)	( " )	( " )	(一九期)	(一七期)	( " )	( " )	(二一期)	( " )	( " )	(四期)	( " )	( " )
相田利隆	有馬幸夫	秋元修二	荒井洋一	洗成	芥川基	足立憲英	安部哲哉	有賀功	秋山清光	安藤章	穴水広真	阿部三郎	有水正輔	阿南主税
( " )	( " )	( " )	(三三期)	( " )	( " )	(一八期)	(一五期)	(一四期)	(一二期)	(九期)	( " )	(六期)	( " )	( " )



伊東正	飯塚孝	猪熊重二	稲沢宏一	飯塚計吉	市橋千鶴子 (一〇期)	和泉芳郎 (九期)	伊藤和夫 (八期)	五十嵐岩男 (六期)	稲葉修 (〃)	石井嘉夫 (〃)	伊賀満 (〃)	石井正一 (〃)	石田寅雄 (〃)	飯野太吉 (期前)	有正二郎 (〃)	荒山国雄 (〃)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
伊丹経治	飯田実	伊藤平信	系正敏 (一四期)	伊藤銀蔵 (二三期)	石原豊昭 (〃)	飯野仁 (〃)	伊沢英造 (〃)	石川良雄 (〃)	岩田満夫 (一期)	伊藤修佐 (〃)	今井豊治 (〃)	井上四郎 (〃)	盧原常一 (〃)	池内省三 (〃)	安藤良一 (〃)	赤谷孝士 (二七期)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
板垣圭介	伊藤哲	岩淵健治	岩崎公昭 (一五期)	糸賀昭 (〃)	石橋護 (一二期)	猪股喜蔵 (〃)	市川渡 (〃)	市川照己 (七期)	岩村隆弘 (四期)	入沢武右門 (〃)	岩本宝 (〃)	井上峯亀 (〃)	池田由太郎 (〃)	飯田正直 (〃)	朝倉敬二 (二八期)	秋山年紹 (〃)
(〃)	(一六期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)



池田しげ子	稲田寛	石川正明	入沢洋一	石渡光一	稲野良夫	池田治	猪原英彦	飯田義則	井出隆雄	石川憲彦	伊田若江	岩崎修	伊佐山芳郎	鵜島志郎	宇田川好敏	内野稔
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(三二期)	(〃)	(〃)	(二四期)	(三五期)	(〃)	(〃)	(〃)	(期前)	(七期)	(二一期)
今村甲一	石井芳光	池田清英	稲見友之	今井健夫	五十嵐二葉	伊藤まゆ	伊藤孝雄	板垣光繁	今井勝	石山治義	池田桂一	飯沼允	板垣吉郎	植田兼司	浦田乾道	宇田川孝雄
(一七期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(三六期)	(三七期)	(〃)	(〃)	(八期)	(二六期)
岩淵秀道	石葉泰久	伊藤哲郎	池部敬三郎	飯塚弘	伊藤昌釭	飯塚和夫	池内正治	伊藤広幸	岩井重一	井上勝義	井野賢士	伊藤伴子		内谷銀之助	上治清	内野経一郎
(〃)	(〃)	(一八期)	(一九期)	(二〇期)	(〃)	(三二期)	(三三期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(二八期)		(四期)	(〃)	(一七期)



大 浜 勝 三	小 川 恒 治	小 川 利 明	緒 方 浩	大 里 一 郎	荻 山 虎 雄	大 石 五 郎	惠 古 シ ヨ	江 口 弘 一	江 藤 馨	榎 本 精 一	江 見 盛 秀	上 野 進	宇 田 川 忠 彦	宇 津 木 浩	上 杉 文 男
( " )	( 三 期 )	( " )	( " )	( " )	( " )	( 期 前 )	( 二 〇 期 )	( 一 六 期 )	( 九 期 )	( " )	( 期 前 )	( 二 八 期 )	( 二 一 期 )	( " )	( 一 八 期 )
大 山 忠 市	荻 津 貞 則	大 谷 次 市	奥 原 喜 三 郎	小 田 良 英	小 沢 茂	岡 義 順	榎 本 逸 郎	遠 藤 雄 司	遠 藤 和 夫	江 藤 彦 武	遠 藤 利 一 郎	上 原 康 弘	浦 田 数 利	上 村 勉	
( 六 期 )	( 三 期 )	( " )	( " )	( " )	( " )	( " )	( 二 三 期 )	( 一 七 期 )	( 一 〇 期 )	( " )	( " )	( 二 四 期 )	( 一 九 期 )	( " )	
緒 方 勝 蔵	笈 川 義 雄	大 浜 高 教	小 田 久 蔵	小 野 正 一	太 田 常 雄	岡 良 賢	遠 藤 義 一	海 老 原 信 治	江 口 保 夫	柴 沢 忠 幸	植 松 功	宇 田 川 浜 江	宇 野 文 一		
( 七 期 )	( " )	( 一 期 )	( " )	( " )	( " )	( " )	( 一 九 期 )	( 一 一 期 )	( 四 期 )	( " )	( 二 六 期 )	( 二 〇 期 )	( " )		



大庭登	大崎嚴男	小竹耕	大輪威	大辻正寛	小原美直	大高満範	大杉和義	大場勝男	大西隆	大内英男	大沢一正	小柳晃	小山出来雄	太田孝久	岡本栄	柏倉栄助
(〃)	(九期)	(〃)	(一四期)	(〃)	(〃)	(一八期)	(〃)	(〃)	(二〇期)	(〃)	(〃)	(〃)	(二四期)	(二六期)	(二八期)	(期前)
大河内躬恒	小倉忠義	小関淑子	大川実	大森実厚	大森綾子	小木郁哉	大谷季義	小野寺利孝	岡垣宏和	小川信明	岡村親宜	大関栄	小名雄一郎	尾崎俊之	川下清海	
(八期)	(一〇期)	(二期)	(一六期)	(一七期)	(〃)	(〃)	(一九期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(二二期)	(〃)	(二七期)	(〃)	
大野重信	小幡正雄	小川栄吉	大塚仲	大房孝次	大塚一夫	奥野善彦	小野寺健二	大竹由起子	岡田信雄	小川裕之	小野紘一	大内猛彦	大塚泰紀	尾高聖	川野豊	
(〃)	(二期)	(二三期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(二二期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	



河上市平	柏原語六	籠宮慎一	金子秀男	貝塚次郎	金子正康	神崎正陳	春日寬	上村正二	加藤義明	亀井忠夫	亀丸龍一	金子健一郎	柏谷秀男	金子治男	金井孝雄	加賀美清七
(〃)	(〃)	(四期)	(〃)	(九期)	(〃)	(二五期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(三二期)	(三二期)	(三三期)	(〃)	(二七期)	(二八期)
加藤為一	金沢清	笠原喜代三	鹿島恒雄	梶原和夫	角尾隆信	川崎剛	川又次男	神山美智子	梶原茂	金田充男	川上三郎	風間幹夫	柏原敏行	川名照美	菅野兼吉	
(〃)	(〃)	(六期)	(七期)	(〃)	(一三期)	(一六期)	(一七期)	(〃)	(一九期)	(〃)	(〃)	(〃)	(三四期)	(三五期)	(〃)	
川島仟之助	兼平慶之助	笠原力	神谷咸吉郎	籠原秋二	海法幸平	川越憲治	片山一光	金沢恭男	川瀬仁司	川勝勝則	片村光雄	金住典子	金丸弘司	菅重夫	河和哲雄	
(〃)	(〃)	(〃)	(八期)	(二一期)	(〃)	(〃)	(〃)	(一八期)	(〃)	(二〇期)	(〃)	(〃)	(〃)	(二六期)	(〃)	



久々湊道夫	窪田健夫	黒田隆雄	黒沢辰三	国吉良雄	倉田靖平	久保清一	久保千里	清見栄	北村一夫	北川雅男	菊地仙治	北村忠彦	岸 巖	木村浜雄	岸副儀平太	菊地政
( " )	(二五期)	(二三期)	( " )	( " )	( " )	( " )	(期前)	( " )	( " )	(三四期)	( " )	( " )	(二一期)	(七期)	( " )	(期前)
黒沢雅寛	桑本繁	黒沢敦	久保田昭夫	工藤祐正	栗原爾郎	楠元一郎	久々湊与一郎	木村康定	木川統一郎	木戸口久義	菊池史憲	木川恵章	北川豊	木田純一	岸野順二	
(二八期)	( " )	(一四期)	(七期)	(五期)	( " )	( " )	( " )	(三七期)	(三五期)	(二二期)	(一八期)	(一六期)	(八期)	( " )	( " )	
熊木正	久木野利光	栗田盛而	黒田清隆	倉田哲治	黒笹幾雄	日下文雄	国原賢徳	木ノ下一郎	菊地吉孝	木村晋介	木村敏雄	木村健一	菊本治男	菊地利光	北島初次	
(二九期)	(一六期)	( " )	(二二期)	(六期)	( " )	( " )	( " )	(二八期)	( " )	(三二期)	(一九期)	(一七期)	(一〇期)	(五期)	( " )	



楠本博志 (〃)  
熊野朝三 (二五期)

窪田一夫 (二三期)

国吉克典 (二四期)

児玉義史 (期前)

近藤与一 (〃)

小峰実 (〃)

後藤英三 (〃)

小池金市 (〃)

小風一太郎 (〃)

小林弥之助 (一期)

児島平 (二期)

小林宏也 (四期)

近藤善孝 (〃)

小林庸男 (六期)

小林秀正 (九期)

阿野曄二 (二〇期)

小林信夫 (〃)

小林茂実 (一期)

近藤健一 (〃)

小宮正己 (〃)

小林勝男 (〃)

紺野稔 (二三期)

近藤博 (二四期)

近藤誠 (〃)

金野一秀 (二六期)

小林俊明 (〃)

小室貴司 (〃)

小山勉 (二七期)

小林孝二郎 (〃)

国分昭治 (二八期)

後藤徳司 (〃)

小山明敏 (二九期)

小境堅吾 (三〇期)

小池健治 (〃)

小林健二 (〃)

近藤俊昭 (〃)

小谷慎一 (〃)

小山勲 (〃)

小森泰次郎 (〃)

高村正彦 (〃)

近藤智孝 (三一期)

小林亮淳 (〃)

小島洋祐 (三二期)

小池豊 (〃)

古城磐 (三三期)

児玉勇二 (〃)

小杉武生 (三五期)

近藤節男 (〃)



佐藤 真喜夫	笹川 信輝	才口 千晴	佐藤 義行	桜井 公望	斉藤 隆	酒井 什	坂本 昭治	真田 順司	斉藤 治	斉藤 竜太郎	真田 康平	佐藤 正三	坂田 幸太郎	犀川 久平	小林 雄三	小林 正憲
(二四期)	(三二期)	(〃)	(二七期)	(〃)	(二四期)	(〃)	(〃)	(〃)	(二〇期)	(四期)	(〃)	(〃)	(〃)	(期前)	(二六期)	(〃)
坂卷 国男	斉藤 善夫	佐々木 務	斉藤 暢生	真田 淡	榭原 卓郎	佐伯 仁	斉藤 栄一	坂本 修	佐藤 弘	佐藤 安俊	佐久間 三弥	阪本 岩太郎	佐伯 静治	佐野 保房	古口 章	小島 敏明
(〃)	(三二期)	(一九期)	(〃)	(二五期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(七期)	(一期)	(〃)	(〃)	(〃)	(二八期)	(二七期)
佐藤 皓一	佐治 融	佐山 厚三	佐藤 孝	佐々木 敏行	桜井 千恵子	阪岡 誠	佐伯 弘	坂本 福子	佐藤 寛蔵	笹原 桂輔	斉藤 清次郎	酒井 大	佐々野 虎一	佐川 正智		小林 公明
(〃)	(三三期)	(三〇期)	(二八期)	(〃)	(〃)	(〃)	(二三期)	(二二期)	(二一期)	(〃)	(二期)	(〃)	(〃)	(〃)		(〃)



清水 徹 (二七期)	庄司 正臣 (二四期)	島田 種次 (二三期)	設樂 達雄 (二二期)	清水 紀代志 (〃)	下奥 和孝 (二〇期)	白木 弘夫 (一八期)	四位 直毅 (〃)	清水 直 (一四期)	鹿道 正和 (〃)	柴田 勝 (五期)	柴田 元一 (〃)	清水 繁一 (期前)	齐藤 義房 (〃)	佐野 栄三郎 (二六期)
	白垣 政幸 (二五期)	柴田 敏男 (〃)	下平 征司 (〃)	宍倉 秀男 (〃)	白石 道泰 (二一期)	島林 樹 (〃)	島村 芳見 (〃)	清水 健 (一五期)	芝 四郎 (二〇期)	篠原 千広 (〃)	清水 有幸 (〃)	島田 正純 (〃)	佐藤 勝 (二七期)	佐々木 元雄 (〃)
	島田 修一 (二六期)	芝田 稔秋 (〃)	白井 典子 (〃)	白谷 大吉 (〃)	重山 享 (〃)	椎名 麻紗枝 (一九期)	白井 正明 (二七期)	柴田 五郎 (二六期)	白石 八郎 (〃)	清水 利男 (六期)	鳴原 清 (四期)	新庄 初一 (〃)	佐藤 健次 (二八期)	佐藤 正八 (〃)



園田峯生	宗宮信次	関口徳雄	芹沢博志	関口保太郎	関口保二	寿原孝満	鈴木堯博	杉山博	杉本俊明	菅原隆	菅野谷純正	須崎市郎	鈴木亮	鈴木秀雄	鈴木多人
(二五期)	(期前)	(〃)	(二〇期)	(八期)	(期前)	(二五期)	(二四期)	(三二期)	(〃)	(〃)	(一六期)	(一二期)	(六期)	(〃)	(期前)
會田多賀	會田淳夫	関根靖弘	関根志世	瀬戸丸英好	関原勇	鈴木国昭	鈴木謙吉	須藤正彦	鈴木謙吉	鈴木正貢	鈴木由彦	菅谷幸男	菅沼隆志	鈴木義広	菅井和一
(一九期)	(〃)	(二五期)	(〃)	(一〇期)	(三期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(一七期)	(〃)	(八期)	(〃)	(〃)
會田淳夫	會田淳夫	瀬川徹	関康夫	瀬高真成	妹尾修一郎	杉山悦子	鈴木康之	鈴木康之	菅野谷信宏	鈴木稔充	菅谷哲治	末政憲一	須田恭平	菅谷瑞人	鈴木喜太郎
(〃)	(〃)	(二八期)	(二四期)	(一四期)	(四期)	(〃)	(三三期)	(三三期)	(〃)	(一九期)	(一八期)	(二三期)	(九期)	(〃)	(〃)



高橋 崇雄	田中 雅子	高氏 侖	竹内 清	玉浦 庄太郎	高橋 武	高谷 圭一	田中 仙吉	田中 平八	高橋 修	高野 長幸	多賀 健三郎	竹内 三郎	民永 清海	谷村 唯一郎	且 貞康	竹内 忠	高山 平次郎
( " )	( " )	(二七期)	( " )	( " )	( " )	(二四期)	( " )	( " )	( " )	( " )	( " )	( " )	(二期)	( " )	( " )	( " )	(期前)
田中 紘三	田中 徳正	高橋 亘	高野 洋一	高木 義明	高場 茂美	武子 暁文	田中 勝久	高橋 一成	高西 金次郎	立崎 亮吉	高橋 勉	田中 和	高橋 高男	高橋 清	高橋 寿一	武山 秀夫	武山 等
( " )	( " )	( " )	(一六期)	( " )	(一五期)	( " )	( " )	(二二期)	( " )	( " )	(八期)	(六期)	(三期)	( " )	( " )	( " )	( " )
高橋 昭	高橋 明雄	埤野 俞	高津 秀雄	高木 新二郎	竹川 哲雄	田中 登	高橋 功	田口 尚真	玉田 郁生	高橋 勝徳	高梨 克彦	高嶋 謙一	高木 茂	田中 義之助	滝沢 国雄	田村 五郎	高井 正一
( " )	( " )	(一八期)	( " )	( " )	( " )	( " )	( " )	(二三期)	(一〇期)	( " )	(九期)	( " )	(四期)	(一期)	( " )	( " )	( " )



高橋孝信	高木伸学	高木国雄	田中克郎	辰口公治	田堰良三	田中郁雄	武末昌秀	高間栄	千葉宗八	千葉憲雄	筒井清五郎	塚原豊喜	塚本郁雄	築尾晃治
(一九期)	(二〇期)	(〃)	(〃)	(二三期)	(二四期)	(二六期)	(〃)	(〃)	(期前)	(二〇期)	(期前)	(六期)	(一三期)	(二四期)
高橋正雄	田中敏夫	田原昭二	高城俊郎	多久島耕治	田上輝彦	田中圭助	田中峯子	田村裕	忠佐市	茅根勉	塚本重頼	津谷信治	土屋博昭	土屋鉄蔵
(〃)	(〃)	(三一期)	(〃)	(〃)	(二五期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(八期)	(一五期)	(二五期)
田中英雄	竹内良知	高崎一夫	財部實	竹原孝雄	田嶋春一	高橋誠	高山達夫	田中俊充	茶村剛	千葉宗武	塚田保雄	坪井昭男	堤淳一	塚田宏之
(〃)	(〃)	(二三期)	(〃)	(〃)	(〃)	(二七期)	(二八期)	(〃)	(二七期)	(二一期)	(二期)	(九期)	(一九期)	(二八期)



中野哲	中嶋正起	名波倉四郎	中村弘	中込研尚	中嶋忠三郎	中村善一	中島重徳	梶木義宏	土肥幸代	豊田誠	常盤温也	戸田宗孝	寺崎政男	寺井一弘	手塚敏夫
(一四期)	(〃)	(九期)	(二期)	(〃)	(〃)	(〃)	(期前)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(期前)	(二七期)	(〃)	(九期)
成毛由和	奈良岡一美	中村生秀	中島勲	中川恒雄	中込富造	中村武	内木静止	鳥切春雄	刀根国郎	土肥倫之	遠山丙市	堂野達也	寺崎昭義	寺口真夫	
(〃)	(一二期)	(〃)	(五期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(二五期)	(二三期)	(一五期)	(〃)	(〃)	(三四期)	(二七期)	
成毛昭子	中村茂八郎	縄稚登	中利太郎	成智寿郎	中井宗夫	長井清水	中村一郎	得居仁	富田政義	富永義政	鳥居義雄	刀祢太治郎	寺村温雄	天坂辰雄	
(一五期)	(〃)	(一期)	(六期)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(二四期)	(〃)	(一三期)	(〃)	(二五期)	(二二期)	



野村孝之	野田好郎	根本博美	西村文明	西垣内堅佑	西林経博	西村真人	永井義人	中島義勝	永石一郎	中野允夫	中川浩治	中垣内映子	中村了太	生井重男
(一四期)	(期前)	(一二期)	(〃)	(三二期)	(一六期)	(期前)	(三八期)	(〃)	(三四期)	(〃)	(〃)	(〃)	(二七期)	(一六期)
野尻礼次郎	野原文吉		二瓶和敏	西山鈴子	西幹股一	中川寛道	中山修	中原正人	中野博保	中村浩紹	永吉崇	中村界治	仲村昭	
(一七期)	(三期)		(三四期)	(一七期)	(〃)	(〃)	(三六期)	(〃)	(三三期)	(〃)	(〃)	(一八期)	(〃)	
野口国雄	野島良男		新津勇七	西嶋勝彦	錦織懐徳	中久木邦宏	中元信武	中野新	中野智明	中田直介	檜原英太郎	永井津好	中村光彦	
(三二期)	(三期)		(二五期)	(〃)	(二〇期)	(〃)	(二七期)	(〃)	(〃)	(二〇期)	(一九期)	(〃)	(〃)	



野本俊輔 (二六期)

林 円力 (期前)

畠山 国重 (〃)

萩原 四郎 (三期)

浜 秀和 (八期)

服部 邦彦 (〃)

塙 悟 (一六期)

服部 信也 (〃)

林 哲郎 (一九期)

浜野 歳男 (二二期)

原 美千子 (二六期)

林 勝彦 (〃)

平野 一郎 (期前)

広瀬 功 (七期)

平岡 高志 (二期)

樋渡 洋三 (一七期)

原野 一美 (〃)

蓮見 純 (〃)

原 則雄 (四期)

原山 庫佳 (九期)

長谷川 修 (一三期)

原 謙一郎 (一七期)

原 慎一 (〃)

原田 勝子 (二〇期)

長谷川 武弘 (二四期)

服部 大三 (二七期)

平山 直八 (〃)

平井 直行 (八期)

平野 智喜義 (一四期)

平井 嘉春 (〃)

橋本 順 (〃)

早川 健一 (二期)

羽柴 隆 (五期)

萩 秀雄 (一期)

橋本 紀徳 (一五期)

橋本 辰夫 (〃)

橋田 宗明 (二八期)

林田 弘太郎 (二一期)

八戸 孝彦 (二五期)

羽成 守 (二八期)

日野 久三郎 (六期)

泥谷 伸彦 (二〇期)

兵頭 進 (一五期)

平林 良章 (一八期)



本間崇	堀内稔久	堀合辰夫	堀場直一	逸見剛	藤村義徳	古田修	布施園子	布施誠司	福井秋三	藤本正	藤井光春	福田耕太郎	平野耕司	樋渡清浩
(〃)	(一六期)	(一三期)	(期前)	(二五期)	(二八期)	(三〇期)	(一八期)	(〃)	(一四期)	(一〇期)	(七期)	(期前)	(二三期)	(一九期)
本間勢三郎	堀越董	細田英明	保坂治喜		古屋倍雄	福田恒二	船戸実	藤本時義	深沢武久	古沢昭二	藤田政義	平野大	平賀陸夫	
(一八期)	(〃)	(一四期)	(〃)		(二三期)	(〃)	(一七期)	(〃)	(二三期)	(〃)	(〃)	(二六期)	(二〇期)	
堀内俊一	堀場直道	堀岩夫	堀場正直		福田晴政	福家辰夫	藤原寛治	舟橋肇	藤井彦一郎	藤井富美子	藤井与吉	樋口家弘	平松晓子	
(二〇期)	(一七期)	(一五期)	(九期)		(二四期)	(一九期)	(〃)	(一五期)	(〃)	(九期)	(三期)	(二七期)	(二一期)	



三上英雄	正野健樹	松嶋英機	丸山武	松原実	松田圭之	前川澄	真壁英二	松本光郎	松代隆	松崎勝一	升田律芳	松島政義	真木桓	堀廣士	北郷茂光
(期前)	(〃)	(二三期)	(二〇期)	(〃)	(一七期)	(〃)	(〃)	(一四期)	(二期)	(七期)	(〃)	(〃)	(期前)	(二七期)	(二一期)
宮崎直二	町田宗男	松尾武美	松林詔八	松本昌道	前嶋繁雄	松尾敏夫	真木光夫	松本義信	松井清旭	松田孝	松永繁雄	万谷亀吉	円山田作	本多藤男	
(〃)	(二六期)	(三四期)	(〃)	(一九期)	(〃)	(一六期)	(〃)	(〃)	(一三期)	(九期)	(五期)	(〃)	(〃)	(二三期)	
右田政夫	松尾栄蔵	松本泰次	松村弥四郎	真下博孝	松沢与市	松永涉	松尾美根子	松尾公善	丸島秀夫	丸山一夫	増田彦一	松村恭一郎	馬越旺輔	星野成治	
(〃)	(二七期)	(二五期)	(二二期)	(〃)	(一八期)	(〃)	(〃)	(一五期)	(〃)	(一二期)	(六期)	(〃)	(〃)	(二六期)	



安原正之	柳井忠光	山内忠好	山本政喜	森田洲右	武藤一駿	村田裕	村井瑛子	武藤大輔	村松源八	三宅雄一郎	宮崎英明	宮崎治子	水上学	溝口喜文	宮脇信介	三宅辰雄
(二期)	(〃)	(〃)	(期前)	(二期)	(二期)	(二期)	(〃)	(二期)	(期前)	(〃)	(二期)	(〃)	(一期)	(九期)	(〃)	(〃)
山本栄則	山本耕幹	山本忠義	山崎保一			村上昭夫	村上精三	向武男	村中清市	水谷賢	御園賢治	水口昭和	三善勝哉	宮文弘	水谷昭	水野勇
(九期)	(〃)	(〃)	(〃)			(〃)	(二期)	(二期)	(〃)	(二期)	(〃)	(二期)	(二期)	(二期)	(八期)	(〃)
山田至	山田重雄	山岸文雄	藪松五郎			村岡三郎	村上忠義	武藤澄夫	向山隆	宮原功	美里直毅	三羽正人	源光信	明念泰子	宮島優	水上喜景
(二期)	(一期)	(〃)	(〃)			(二期)	(〃)	(二期)	(〃)	(二期)	(二期)	(〃)	(二期)	(二期)	(〃)	(〃)



吉村孫一	米本二郎	湯淺徹志	由井秀雄	八木橋伸之	安田彪	山岸憲司	山田俊昭	矢可部一甫	安武幹雄	山田裕四	山中洋典	山辺道宣	山崎俊雄	山崎武三郎	八木忠則
( " )	(期前)	(二三期)	(一七期)	(二八期)	(二七期)	(二五期)	(二三期)	(三一期)	( " )	( " )	( " )	( " )	( " )	(一五期)	(二三期)
吉岡大輔	米田為次	行橋治雄	湯本岩夫	山田裕祥	山池義之	山本真一	八掛俊彦	山田幸男	山村清	山田正明	矢田英一郎	保持清	山口幸三	山花貞夫	
( " )	( " )	(二六期)	( " )	( " )	(二六期)	( " )	(三二期)	(二〇期)	( " )	( " )	( " )	( " )	(二六期)	( " )	
吉原歆吉	横山親造	唯根大三郎		山川豊	山岡正明	山本剛嗣	山口博	安岡清夫	山根伸右	八塩弘二	山田克己	山口博久	山野一郎	山口不二夫	
( " )	( " )	(一八期)		( " )	( " )	(三四期)	( " )	( " )	( " )	(一九期)	(一七期)	( " )	( " )	( " )	



若穂井透	渡辺法華	渡辺敏久	渡辺重視	渡辺忠雄	脇田久勝	龍前茂三郎	吉田暉尚	吉田良夫	吉武伸剛	吉田元	吉住仁男	吉沢直
( " )	(一七期)	(九期)	(四期)	( " )	(期前)	(期前)	(三五期)	( " )	(一四期)	(一二期)	( " )	( " )
脇田輝次	渡辺徹	渡辺武彦	渡辺次郎	和田孟	渡貫卯之助		吉沢敬夫	吉田幸一郎	横山昭	吉井文夫	吉田欣二	横地博
(二六期)	(二三期)	(一四期)	(七期)	( " )	( " )		(二七期)	(二〇期)	(一七期)	( " )	( " )	(三期)
渡辺興安	若林安行	渡辺明	綿引光義	渡辺西蔵	渡辺又喜		吉野徹	吉原大吉	横溝一	横山寛	吉田賢三	吉野森三
( " )	(三五期)	(一五期)	(八期)	( " )	( " )		(二八期)	( " )	(一八期)	(一三期)	( " )	(一〇期)



第一東京弁護士会会員名(三五五名)

梅本長四郎	(期前)	植木植次	(六期)	上野隆司	(九期)
市野沢邦男	(二七期)	伊藤龍弘	(二六期)	市野沢裕子	(〃)
一条実昭	(二五期)	板谷公弘	(二三期)	伊藤忠敬	(二四期)
今井健子	(〃)	池田忠正	(二一期)	井上誠	(二三期)
石川幸佑	(一八期)	伊藤友夫	(一四期)	池田達郎	(一七期)
岩石行二	(一三期)	飯原一乘	(七期)	岩田豊	(一〇期)
飯塚信夫	(六期)	井上準一郎	(四期)	飯島正典	(五期)
入江正男	(〃)	泉川賢治	(〃)	井出甲子太郎	(〃)
石橋三二	(期前)	安藤一郎	(二三期)	安西義明	(〃)
浅井洋	(二四期)	青木一男	(〃)	赤井文男	(〃)
青木邦夫	(二〇期)	阿比留兼吉	(〃)	安西愈	(〃)
青木武	(一八期)				
浅見敏夫	(期前)				



馬木昇	(一二期)	上田幸夫	(一七期)	上山裕明	(〃)
梅沢和雄	(二〇期)	宇野美喜子	(三一期)	植村武恭	(三二期)
上田弘毅	(二六期)				
遠藤厚之助	(期前)	遠藤寛	(二五期)	恵古和伯	(一七期)
岡崎隆	(期前)	岡田久恵	(〃)	岡田錫淵	(〃)
岡本勝	(〃)	小木貞一	(〃)	小田切秀	(〃)
大野忠男	(〃)	大月和男	(〃)	小川休衛	(七期)
落合長治	(九期)	大崎康博	(二四期)	織間三郎	(一五期)
荻原静夫	(一五期)	表久雄	(二六期)	大橋勝治	(一七期)
小山田純一	(一八期)	大西昭一	(〃)	大谷昌彦	(一九期)
大山英雄	(二〇期)	小河原泉	(二二期)	小沢富雄	(〃)
奥山剛	(〃)	大熊良臣	(〃)	大月公雄	(〃)
大崎勲	(三二期)	長内健	(三三期)	表 <small>てる子</small>	(〃)
小野晃嗣	(三四期)	大西進	(〃)	奥平力	(二八期)
小野寺富男	(〃)				



河野通保	熊谷俊紀	久野盈雄	倉田雅充	木戸弘	北島正俊	木島英一	加毛修	粕谷芙美子	勝間茂	葛西宏安	亀岡孝正	河原三男	唐沢高美	加藤良二
(期前)	(二二期)	(一〇期)	(期前)	(二七期)	(一五期)	(六期)	(二五期)	(二三期)	(三〇期)	(一七期)	(〃)	(四期)	(〃)	(期前)
小西寛	桑野毅	桑原慎司	栗本義親	木村哲	北村宗一	木下達郎	川嶋義彦	加藤豊三	加藤次郎	神原夏樹	川合常彰	鎌田久仁夫	上条文雄	梶原止
(〃)	(二八期)	(二六期)	(〃)	(〃)	(二〇期)	(一〇期)	(二七期)	(〃)	(三二期)	(〃)	(一四期)	(五期)	(〃)	(〃)
小林賢治		黒川厚雄	熊本進吾	木谷嘉靖	木村宏	木村利栄	加茂隆康	兼平雄二	川村延彦	金住則行	川辺直泰	片桐真二	垣鍔繁	金子文六
(〃)		(一九期)	(一期)	(二八期)	(二四期)	(一三期)	(二八期)	(二四期)	(〃)	(一九期)	(一五期)	(六期)	(三期)	(〃)



菅博	住本敏己	杉内信義	下山田聡明	柴田徹男	白取勉	設樂敏男	宋戸雄蔵	坂田十四八	佐々木良明	沢田寿夫	斉藤岩次郎	小池剛彦	今野昭昌	小屋敏一
(二二期)	(二四期)	(二一期)	(三二期)	(一八期)	(一六期)	(〃)	(期前)	(三三期)	(一四期)	(〃)	(期前)	(二五期)	(〃)	(二期)
鈴木則佐	杉永義光	助川正夫	篠原由宏	白河浩	島田叔昌	篠原芳雄	下光軍二	酒井憲郎	沢田三知夫	佐藤章	斉藤素雄	小又紀久雄	小坂志磨夫	小島将利
(〃)	(一七期)	(二三期)	(二六期)	(三二期)	(一七期)	(二〇期)	(〃)	(三四期)	(一六期)	(三期)	(〃)	(三二期)	(三期)	(二六期)
鈴木幸夫	杉本秀夫	鈴木英夫	島田一彦	塩谷寛司	新明一郎	下川好孝	信部高雄	酒井伸夫	斉藤勝	斎藤尚志	佐藤清治	小松啓介	小松啓介	小島将利
(二八期)	(三〇期)	(〃)	(二七期)	(〃)	(〃)	(二三期)	(〃)	(二八期)	(三〇期)	(二三期)	(〃)	(三四期)	(三四期)	(二六期)



豐島輝	寺島景作	網取孝治	堤重信	千葉秋雄	玉井真之助	谷合光昭	田中學	高瀬迪	滝口稔	田口俊夫	伊達利知	高橋秋一郎
(期前)	(期前)	(二五期)	(期前)	(期前)	(二七期)	(〃)	(一八期)	(一三期)	(八期)	(二期)	(〃)	(期前)
戸田善一郎		柘賢二	辻本豊一		種田誠	高田賢造	田中隆	高橋勇次	武内光治	田中慎介	高田忠義	田中政義
(〃)		(二八期)	(二四期)		(二八期)	(〃)	(一九期)	(一四期)	(九期)	(四期)	(〃)	(〃)
豊田泰介			土屋博			田中守	谷口圭佑	高橋正則	館孫蔵	高木定蔵	田口邦雄	伊達昭
(二一期)			(二六期)			(二三期)	(〃)	(二五期)	(二一期)	(七期)	(高輪一)	(〃)



蓮見亭	服部訓子	畑野有伴	原秀男	原玉重	野島潤一	仁科康	中野比登志	永友巧	中川みどり	成田彦政	永井恵美太	富永義博
(二七期)	(〃)	(九期)	(〃)	(期前)	(二五期)	(期前)	(〃)	(三四期)	(八期)	(〃)	(期前)	(一六期)
	萩原武彦	羽田忠義	萩原菊次	長谷川鎮雄		丹羽健介	仲居康雄	永倉嘉行	那須忠行	中川清太郎	中村義郎	友野喜一
	(二五期)	(一四期)	(四期)	(〃)		(二〇期)	(三八期)	(〃)	(九期)	(五期)	(〃)	(三〇期)
	橋本公明	畑中耕造	萩原平	橋本三郎		西坂信		奈良道博	中山善作	成富安信	中村一則	飛田政雄
	(二六期)	(二一期)	(五期)	(〃)		(二三期)		(三六期)	(一七期)	(七期)	(〃)	(三二期)



松井正治	松本才喜	前田齋	細井為行	深沢隆之	布施順子	藤本昭	深沢守	藤本博光	藤井暹	福居秀一	平松敏則	平田久雄	平本文男	平岡俊将
(九期)	(〃)	(期前)	(二四期)	(二六期)	(二四期)	(三一期)	(一二期)	(九期)	(〃)	(期前)	(二二期)	(一三期)	(四期)	(期前)
丸山悦昭	真野稔	松原正晃		藤原晃	藤田玲子	藤森功	福井忠孝	深沢勝	福島尚武	平野義耀	平沼高明	平野静雄	平尾賢三郎	
(一二期)	(〃)	(〃)		(〃)	(〃)	(二四期)	(〃)	(四期)	(〃)	(二五期)	(〃)	(七期)	(〃)	
松家里昭	松井邦夫	松本憲吉		福吉実	藤本勝也	藤田達雄	藤井正博	藤本猛	福田力之助		菱川嘉三	平田達	檜山秀男	
(二二期)	(三期)	(〃)		(二五期)	(二二期)	(二〇期)	(一〇期)	(五期)	(〃)		(〃)	(二一期)	(〃)	



森	森	持	森	持	村	向	三	宮	三	滿	松	万	松
寿	尻	田	時	田	上	江	和	沢	宅	園	原	羽	井
男	光	幸	宣	五	洋	璋	一	征	秀	勝	護	了	健
	昭	作		郎		悦	博	男	明	美			二
(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(
"	"	一	三	期	二	期	"	"	二	期	二	"	三
)	)	六	期	前	三	前	)	)	二	前	七	)	期
		期	)	)					期				
森	森	森	森	森	村	村		峰	宮	宮	町	松	松
川	田		武		上	藤		隆	島	田	田	井	本
廉	博	健	市	達	孝	進		男	崇	光	富	稔	治
	之	次			守	進			行	秀	士		雄
(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(
二	二	一	九	"	"	一	二	二	三	"	"	一	"
五	一	七	期	)	)	期	四	四	三	)	)	八	)
期	期	期	)	)	)	)	期	期	期	)	)	期	)
森	森	森	守	森		村		三	道	宮	松	松	松
高		田	谷			上		戸	下	田	尾	本	尾
計	重	昌	英	謙		寿		岡	實	耕	紀	博	陽
重	一	昭	隆			夫		耕	二	作	良		子
(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(
二	二	一	"	高	二	六	二	二	"	二	二	二	一
七	三	九	)	輪	六	期	六	期	)	期	八	五	六
期	期	期	)	二	期	)	期	期	)	期	期	期	期



渡辺一治	渡辺辰吉	横山弘美	吉村俊信	米田光子	吉野末雄	依田敬一郎	横山唯志	保田真紀子	山本孝宏	山本政敏	山本隆幸	山本七治	山田賢次郎	矢代操	八島三郎
(二二期)	(期前)	(二六期)	(二二期)	(一七期)	(〃)	(四期)	(期前)	(二五期)	(〃)	(一九期)	(〃)	(〃)	(七期)	(〃)	(期前)
若新光紀	渡辺留吉	吉田康俊	吉弘正美	葭葉昌司	吉田勸	横山勝彦	柳川恒子	山口博	山本繁樹	山田滋	山崎源三	山藤喜市	山本清二郎	山田半蔵	
(二四期)	(〃)	(二三期)	(一九期)	(二二期)	(五期)	(二期)	(〃)	(二二期)	(二〇期)	(二七期)	(二六期)	(〃)	(〃)	(〃)	
渡辺洋一郎	若林秀雄	米林和吉	吉沢功	米田俊夫	吉永順作	吉本英雄	保田敏彦	山城昌巳	矢島宗豊	山本政利	山本真養	山根彬夫	柳沢義信	山下東太郎	
(三〇期)	(七期)	(二四期)	(二二期)	(一六期)	(六期)	(〃)	(二六期)	(二四期)	(三一期)	(一八期)	(〃)	(二四期)	(〃)	(〃)	



第二東京弁護士会会員名(三二八名)

有賀岩己	(期前)	新井且幸	(七期)	有賀正明	(八期)
荒井鐘司	(一六期)	秋守勝	(二七期)	新井嘉昭	(三一期)
青木亮三郎	(三二期)	浅見精二	(三三期)	青木二郎	(三四期)
藍谷邦雄	(三五期)	阿部博道	(二八期)	天野博之	(〃)
今井忠男	(期前)	石井一郎	(〃)	池田門太	(〃)
飯畑正男	(八期)	伊東忠夫	(九期)	入倉卓志	(二〇期)
井出雄介	(一六期)	岩崎千孝	(〃)	石黒竹男	(二七期)
今中美耶子	(〃)	石井芳夫	(一八期)	今中幸男	(〃)
今泉政信	(〃)	岩瀬外嗣雄	(〃)	石川幸吉	(一九期)
磯崎千寿	(〃)	今村嗣夫	(二〇期)	岩本公雄	(〃)
伊藤七五三八	(三二期)	伊東章	(三三期)	石橋忠雄	(三四期)
石田重愛	(三五期)	石田省三郎	(〃)	石井憲二	(〃)
稻益孝	(二六期)	市原敏夫	(二七期)	石黒康	(〃)
五百蔵洋一	(〃)				



金武和男	小野允雄	小俣静子	奥山幸紳	大平恵吾	大場正成	大野明子	大谷憲一	大西保	穎原徹郎	江沢義雄	上原豊	上野修	内山弘
(期前)	(二五期)	(三二期)	(一六期)	(〃)	(九期)	(〃)	(〃)	(期前)	(三二期)	(期前)	(三〇期)	(九期)	(期前)
笠原慎一	岡田弘隆	大内圀子	大久保純一郎	岡田豊松	大井勅紀	小川常臣	小野田六二	荻野陽三	円城寺宏	江副達哉	上野操	鶴沢秀行	鶴沢勝義
(〃)	(二六期)	(二三期)	(〃)	(二五期)	(二四期)	(〃)	(三期)	(〃)	(二五期)	(二五期)	(三二期)	(二三期)	(〃)
河村範男		小沢彰	大塚功男	小野道久	大村金次郎	大竹昭三	大城豊	岡村頭二		遠藤英毅		臼田尚	内田博
(〃)		(二四期)	(一七期)	(〃)	(〃)	(〃)	(六期)	(〃)		(一六期)		(一五期)	(七期)



小林 実	小西 輝子	児玉 幸男	小島 竹一	小林 伴培	黒田 英文	楠木 計夫	清塚 勝久	木村 雅暢	木原 円次	金井 清吉	柏原 晃一	川村 幸信	鎌田 寛	金瀬 薫二
(〃)	(二三期)	(一九期)	(一期)	(六期)	(一九期)	(期前)	(二二期)	(一六期)	(期前)	(二六期)	(〃)	(一六期)	(二二期)	(〃)
古明地 正康	小林 和恵	小林 幹治	肥沼 太郎	近藤 三代次	栗山 和也	窪田 澈	木村 壮	北村 哲男	木下 由兵衛		菅 徳明	川口 雄市	笠井 盛男	加藤 康夫
(二五期)	(〃)	(〃)	(一五期)	(七期)	(二二期)	(六期)	(二三期)	(二七期)	(〃)		(一九期)	(〃)	(〃)	(九期)
後藤 悦男	腰原 誠	近藤 勝	小海 正勝	後藤 獅湊		桑田 勝利		木村 一郎	木戸口 久治		門屋 征郎	川津 裕司	川口 巖	川坂 二郎
(〃)	(二四期)	(三一期)	(二七期)	(二〇期)		(二一期)		(三一期)	(高輪期)		(二三期)	(一八期)	(二四期)	(〃)

清野順一	須田昭太郎	鈴木誠	鈴木喜一郎	鈴木清二	下井喜広	柴田政雄	佐藤優	猿山達郎	三枝信義	坂井改造	斉藤喜次郎	駒沢孝
(二八期)	(二四期)	(一六期)	(一〇期)	(期前)	(〃)	(一五期)	(二八期)	(〃)	(〃)	(〃)	(期前)	(二八期)
	杉田光義	鈴木孝雄	鈴木巖	鈴木近治	清水恵一郎	宍戸金二郎		佐藤充宏	佐野豊	斉藤兼也	坂本泰良	近藤康二
	(二七期)	(一七期)	(二三期)	(〃)	(二三期)	(二〇期)		(二三期)	(一期)	(五期)	(〃)	(〃)
	須黒延佳	末光靖孝	鈴木孟秋	鈴木忠五	正田茂雄	清水洋二		斉喜要	佐藤敦史	佐藤成雄	坂本健之助	近藤彰子
	(二八期)	(二二期)	(一四期)	(〃)	(二五期)	(二二期)		(二四期)	(一九期)	(〃)	(〃)	(〃)



敦 沢 八 郎	千 田 功 平	高 野 範 城	田 原 五 郎	田 中 富 雄	田 辺 幸 一	高 橋 一 郎	田 中 美 登 里	谷 口 欣 一	田 中 旭	田 中 宗 雄	谷 村 直 雄	相 馬 功
(期前)	(二三期)	(二二期)	(〃)	(二九期)	(二七期)	(二五期)	(二三期)	(〃)	(二〇期)	(〃)	(期前)	(二九期)
土 谷 明	千 葉 昭 雄		竹 沢 東 彦	田 中 秀 幸	高 野 長 英	高 野 清	高 橋 梅 夫	竹 上 英 雄	田 宮 甫	高 橋 守 雄	竹 上 半 三 郎	副 島 丈 雄
(二六期)	(二四期)		(〃)	(〃)	(二八期)	(〃)	(二四期)	(二二期)	(〃)	(四期)	(〃)	(二四期)
塚 本 重 雄			田 部 井 俊 也	高 津 戸 成 美	田 村 正 孝	高 橋 恒 雄	田 邨 正 義	多 田 武	立 野 輝 二	高 木 正 也	竹 原 祇 董	
(二七期)			(〃)	(三〇期)	(〃)	(二六期)	(〃)	(〃)	(二一期)	(七期)	(〃)	

舍川昭三 (九期)

鳥飼公雄 (二〇期)

長田喜一 (期前)

長瀬秀吉 (〃)

中根寿雄 (〃)

長島吉之助 (二期)

中川久義 (六期)

中村喜三郎 (〃)

内藤義憲 (九期)

長岡邦 (二期)

中津靖夫 (一七期)

中吉章一郎 (〃)

内藤貞夫 (一九期)

中川隆博 (三二期)

中村鉄五郎 (三三期)

永島孝明 (三五期)

奈良ルネ (二七期)

西岡文博 (一九期)

仁藤峻一 (三二期)

根本はる子 (七期)

根本隆 (二四期)

野宮利雄 (七期)

野口三郎 (二八期)

野呂瀬長美 (二二期)

野島信正 (三三期)

原田勇 (期前)

服部須恵茂 (二期)

林田耕臣 (七期)

橋本和夫 (一四期)

播磨源二 (二八期)

早川雅夫 (一九期)

長谷川拓男 (〃)

長谷川保正 (三二期)

服部正敬 (〃)



原	誠	(三三期)	花水征一	(二五期)	原田裕介	(二七期)
比志島	龍藏	(期前)	平田英夫	(二五期)	平谷敬一郎	(一九期)
平川	純子	(二五期)				
深田	鎮雄	(期前)	藤光巧	(九期)	船越広	(二三期)
古山	昭三郎	(一四期)	降旗卷雄	(〃)	藤木たかね	(二一期)
藤井	博盛	(二二期)	福田親男	(二三期)	福本嘉明	(二四期)
藤本	健子	(二五期)				
堀内	節	(期前)	細田貞夫	(二二期)	細野タカ	(二八期)
本田	洋司	(三四期)	星川勇二	(〃)		
松井	宣	(期前)	正木捨郎	(〃)	万野光彦	(四期)
的場	武治	(六期)	前田政治	(七期)	松本一郎	(八期)
増田	浩千	(一五期)	増淵実	(一九期)	松本三樹夫	(〃)
牧野	雄作	(〃)	真木幸夫	(〃)	真木吉夫	(三〇期)
牧野	房江	(〃)	松本廸男	(二三期)	松井るり子	(二三期)

安井桂之助	山岸光臣	山下昭平	安田進	守川幸男	森虎男	村野信夫	御園広美	宮山雅行	南木武輝	水嶋晃	溝渕照信	榎枝一臣	松田敏明
(二〇期)	(一六期)	(七期)	(期前)	(〃)	(五期)	(一三期)	(二八期)	(二五期)	(二一期)	(一六期)	(期前)	(〃)	(〃)
山田忠男	山岡義明	山本実	山口正雄	諸永芳春		村山芳朗	水野正晴	宮川泰彦	溝渕悦子	宮崎佐一郎	宮崎正巳	牧良平	松本昭幸
(二三期)	(二八期)	(二四期)	(〃)	(二四期)		(二一期)	(〃)	(二六期)	(二四期)	(二〇期)	(〃)	(二六期)	(二五期)
山口紀洋	山根二郎	山川恵正	矢崎健	森誠一		村野守義		三木茂	宮川基	三上宏明	水本民雄		丸山輝久
(二四期)	(〃)	(〃)	(四期)	(二六期)		(二四期)		(〃)	(〃)	(〃)	(四期)		(〃)



山本清一	(三五期)	山崎康雄	(二六期)	山下清兵衛	(二七期)
保田雄太郎	(二八期)				
雪下伸松	(一三期)				
米富光雄	(期前)	吉田和夫	(一四期)	吉田淳	(二七期)
横田幸雄	(二二期)	吉村信彦	(二五期)	吉永精志	(二八期)
渡辺吉男	(期前)	渡辺惇	(一五期)	和田敏夫	(一八期)
渡辺文雄	(二二期)	渡辺慎	(二五期)	若月隆明	(〃)

## あとがき

会報第四号が発刊の運びとなりました。

第四号では、東洋一を誇る大施設を有する多摩校舎が、本年六月愈々竣工となり、十月落成式、創立九十周年記念式典を迎えるに際し、「多摩校舎について」と題し、理事長渋谷健一先生より、また、「大学の近況（教学の立場から）」について、学長戸田修三先生より、それぞれ貴重な原稿を戴きました。

また、学員会会長谷村唯一郎先生よりは、この種会報は創刊号ないし、二、三号で姿を消す例が多いのかかわらず、第四号は益々内容を充実して、継続発刊ができたことに対し深く敬意を表された上、「中大法曹会と中央大学」との関係が、如何に緊密であるかについて、詳細な原稿を戴きました。

本号でユニークと思われるものは、会員有志から、その提言、感想、近況報告等について、比較的多くの原稿を戴くことができたこと、会員名簿の作成ができたことであります。

ただ、右名簿については、短期間に作成したこと、調査の困難性、会員の移動配列の順序等で、正確を欠いた点或は見苦しき点が若干あるかと思われまますので、この点予め深くお詫び申し上げる次第です。

第四号が無事に発刊できたことは、偏えに小池幹事長、安藤事務局長を始め編集委員の方々の心からなるご協力の賜と深く感謝する次第です。

（内山 弘記）



中大法曹 第4号

昭和五十二年四月十五日 印刷  
昭和五十二年四月二十日 発行 (非売品)

発行人 小池金市

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話(九五六)六五五〇・六五六四